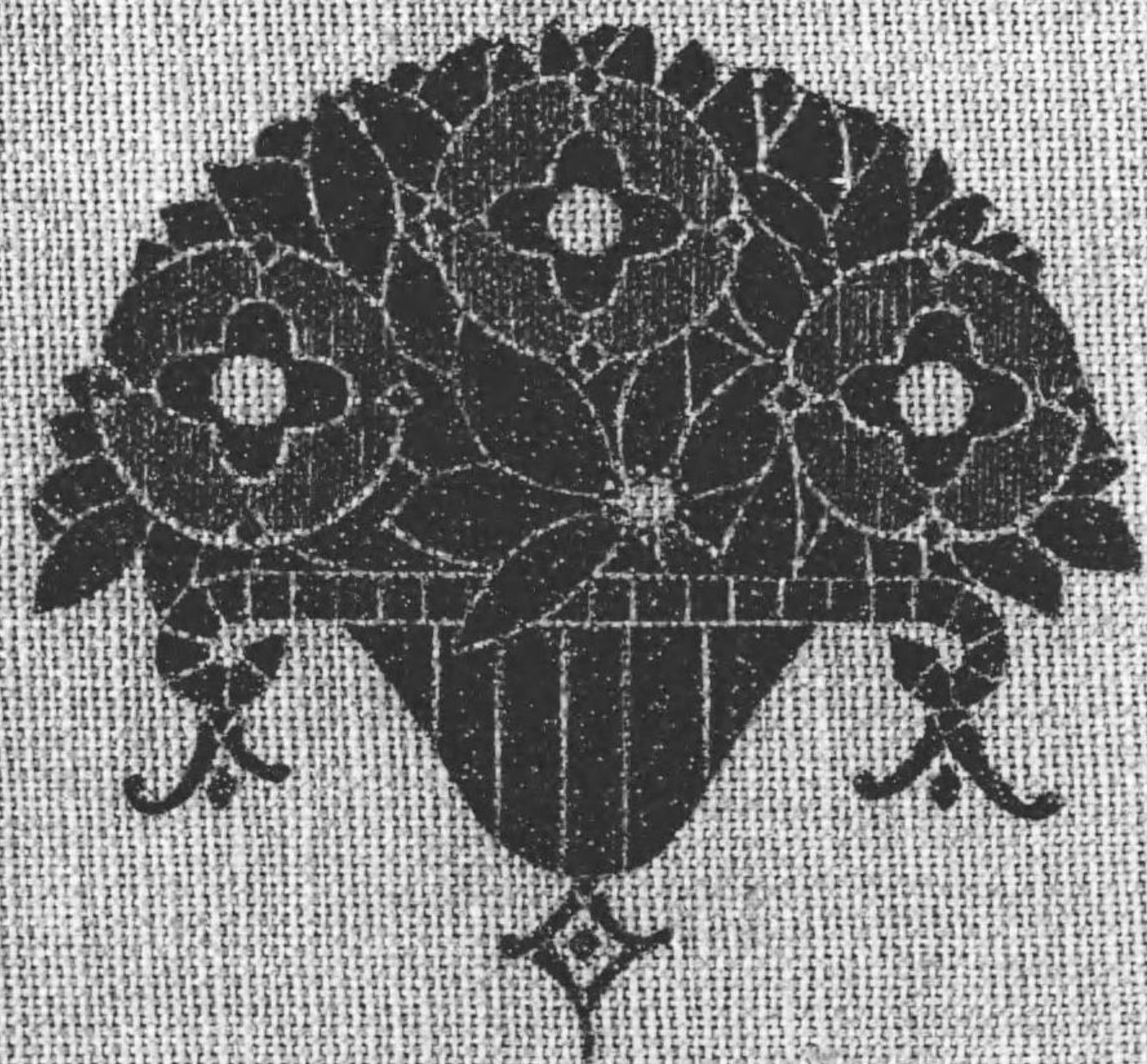


始



水平民族史物語



西村文則著

水平民族史物語

東京中央出版社刊行

535
163



佐友務氏寄贈書

683784

再び巻頭に一言す

大正十二年九月の大震災は、地上一切のものを空虚にした。
 著者は、本書の残稿を、其前日、即ち八月三十一日、石田中央出版社主に手交すると共に、其夕沼津に向つて旅行した。すると、丁度翌九月一日正午、沼津驛頭に於て、此大震災に逢遭し、約三日間、友人の別荘に其避難せる、畑中の掛小屋で生活した。炎々たる、帝都の空にあがる、一種異様なあの雲の大變化を眺めつゝ。歸來匆忙として、灰燼裡の生活を長い間續けた。然れども、石田中央出版社主を忘るる能はざるが如く、あの炎塔季、流汗淋漓中に執筆せし、本稿の行方を、時として思ひ出さざる事がない。

例の自警團騒ぎも鎮靜し、帝都の戒嚴令も解除になり、心少しく閑を覺ゆる時、適々石田氏の無事なりし事、其業務の稍復興せし事を仄聞した。依て其舊居に向け、慰問状を發した。直に其返事があつた。其書末に、本書がいたましくも、校正刷のまゝ、烏有に歸せる事が書いてある。そして私の努力の水泡に歸せる事を惜んである。

かくて今日に及んで居た。すると、今年二月中旬頃、偶然にも、かの原稿全部を、印刷所の一隅から發見した事の知らせである。つまり組版は烏有に歸したのだが、ゆくりなくも、其原稿が残つて居たのである。何の事はない、孔子歿後何年かの後に、其壁中から『古文孝經』が現れた時の如き感じがする。即ち、茲に再び、組版し、發行するに臨み、巻首に、特に此一言を加ふると共に、現在水平運動の情勢が、當時と頗る、其事情を異にするある事を想到し、しか、再序の必要を感じた。

大正十四年二月二十八日

西村文則

水平民族史物語

目次

- 一 民族闘争の黎明……………一
漂泊の杖——民族的大移動——人種的存立競走——埒を取去れ
- 二 虐げられたる民族人……………八
民族の發達——階級思想の固定——人間價値のバランス——民族自決の叫び——人種平等の眞理
- 三 階級闘争及水平運動の烽火……………一三
階級撤廢問題——所謂直接行動——險惡なる人心——事相の推移——水
平社の宣言——漲る暗流——春雨傘の興行停止——水平社對國粹會の亂
闘——形勢惡化——空前の水平運動——關東水平社の旗揚げ

四 水平運動の流行……………三

社會心理の原則——同盟罷業——因襲打破の建議案——士族の稱呼撤廢問題

五 水平民族の意義……………四

階級等差——綿の生活——近代人の叫び——争氣ある民族

六 水平社の分野……………五〇

彈左衛門の勢力——錦着た乞食——古い水平族の分布——驚く可き水平族の増殖——愛媛の四百九十四戸が最高——世外の民の生活——今日は彼等の群居の秋ならず

七 史上の水平民族(其一)……………五九

先住民の大脅威——戦利品の俘虜——自然階級——骨の制度——民族長即天皇——黎民即天下の民——天皇の民——私有民——御名代の民——平等即人間——人身賣買の禁令——水平社族の一大恩人——前例のな

八 史上の水平運動(其二)……………七

い立證——天皇政治の社會主義——實力ある武士の時代

特別製の人間扱ひ——武士は賤人——家人は賤民——尊賤は人間の實力問題——武士は藤原氏の盜賊驅逐掛——海賊狩で浮び出した平家——賤民の長源氏——頼朝の水平運動

九 史上の水平運動(其三)……………八三

阪上田村鷹は歸化人の末——西行法師は蝦夷人系——僧侶の水平運動——戦争成金の輩出——浪人と貧乏公卿の聯盟——更正——新々人の奮起

一〇 日本民族の氏族觀と水平族……………八九

祖先崇拜の美風——系圖書の尊重——純日本族の自衛策——血統尊重の中毒——水平線人の自覺——新撰姓氏錄——名人運慶の人種的差別思想——氏族觀念の閃き——偽善的因襲

一一 日本人の潔癖性と水平族 …………… 九六

産婦に産屋死者に喪屋——散所法師——伊豆の初島の奇習——守戸、陵戸——特別國の國民——人賤からず職業賤し

一二 佛教に誤られたる民族 …………… 一〇六

神代已に肉食の俗あり——聖德太子は牛乳の愛飲家——鹿を食ふ者參内不可——穢れた思想の持主——除外例に生活する人——水平社族の敵佛教の殺生戒

一三 史上の賤民別 …………… 一二四

一 賤民としての屠殺業 …………… 一二四

主鷹司の餌取——穢多即細工——非人以上の屠者——日蓮上人は屠者の子也

二 賤民としての僧侶 …………… 一二八

一人出家九族天に生ず——卑まるる僧侶——水平族の信仰心——水平族

三 賤民としての非人 …………… 一二五

と眞宗の僧侶——所謂穢多寺

大寶令の缺點非公民を生ず——河原者——穢多的非人の稱呼——東大寺尋尊の言——賤民の自治體——車善七——非人志願者——非人足み洗ふ法——幕府の社會政策——非人高辯

四 賤民としての穢多 …………… 一三三

皮細工の元祖——偏つた社會思想——穢多と云ふ文字の始——一種の村役人——一種の自由民——人口の局外移送——文化文政の壓迫的法令——民族爭議——制度の罪

五 賤民としての雜戸及餘戸 …………… 一四〇

準賤民の一階級雜戸——神武以來の欽定職業——おほみたから——先住民の子孫——一般人の職業心理——あまりべ——運命圏外へ彈き出された人

六 賤民としての河原者及傀儡子……………一四七

俳優——河原者——傀儡子——社會外の社會人

一四 民族の水平族化す徑路……………一五三

一 水平族化せる日本の豪族……………一五三

一代華族論——皇族の水平運動——桓武天皇の英斷——人間平等の觀念を助長す——皇族臣籍降下の實例——皇子から賤民へ——億計王、弘計王——賤民から天皇へ——豪族の水平化——貴族の水平化——犯罪的奴隸——烏養部の賤民——奴隸になりし守屋の眷族

二 水平族化せる歸化人……………一六九

天の日槍の歸化——神功皇后は新羅人の血統——歸化王の水平線落下——秦人弓月君歸化——歸化人中最大氏族秦氏——秦ノ伴造——大堰川を作つた秦族——頼みになる歸化人の財力——平安寛和秦氏の愛智小黑麿

の活動——百濟人の子孫——一種の水平社族扱ひ——陶工の分捕——鹿兒島の鮮人村——萩の鮮人村——朕は百濟人と親族なりと聲明せる天皇——百濟人系の三善清行——新羅人系の兒島高德——明人系の武林唯七——百濟人の末南海節度使になる——續日本紀の著者は百濟人の末也——現存せる朝鮮歸化人系の氏姓

水平民族史物語目次終

目次

七

水平民族史物語

西村文則著

一 民族闘争の黎明

漂泊の杖——民族的大移動——人種的存立競争——埒を取り去れ

天は人類に、安住の地を與ふるべく、漂泊の杖を與へた。其漂泊の杖は、已に原始時代からあつた。漂泊しては、甲地から、乙地へ、丙地から、丁地へと云ふやうな順序に、轉々して、住みよい處、食物の豊かな處、氣候のよい處、交通の利便な處、活動の自由なる處を求めしめた。

漂泊の杖

民族闘争の黎明

遂には團體を作つて、東から、西へ、南から北へ、或は又此反對に移動した、移動してみても、其處が理想に反すれば、些の未練氣もなく去つて、先きへへ進んだ。老いたるものや、幼いものや、病弱な者は、ともすれば、途中においてきぼりを食はされて、所謂落伍者になつてしまふ、落伍者相應に、其處へ又部落を作つて住居するか飽く迄理想の天地を求めんとするものは、途中のあらゆる障害を突破したり、又排除したりしてぐんぐん進んだ。此民族の大移動は、歐羅巴史にも、亞細亞史にもある、かくて國は生れ、かくて文化は生れ、さうして國民性が作られた。此事實は百年も、千年も、其以上もの民族的繼續力である。そして、又漸層的である。此手段が戦争であつた、いや民族と民族の闘争であり、先住民と、後住民の闘争であり、其生存競争であつた。強いものが、弱

いものを征服したり、併合したり、同化せしめたりして、何れも其落つてく處を見出した。そして國と云ふ、地理的限界をたて、住む事になつた。政治が生れたり、宗教が生れたり、哲學が生れたり、文學が生れたり、教育が生れたり、産業が進歩したりしたのは、其同一民族の生長であり、同一國の生長であつた。無論此うちには、領土擴充慾もあり、國際的不斷の競争もあり、民族及民族は、走馬燈のやうに戦つた、國亡び、國興り、幾千年、世界の各民族は、民族本位の生活を理想とし、動もすれば、自己中心の生活主義を振り舞はした。神武の東征にしても、日本武尊の熊襲討伐にしても、景行の親征、仲哀の出帥にしても、要は領土擴張、民族生活の統一であつた。しかし其時代は、歐羅巴でも、亞細亞でも、未だく生活に、大なるゆとりがあつた。單に生活だにしようれば、統率者

が誰れでも、君主が誰れでも、其んな事の懸念がなかつた。随つて命令をうけても、拘束をうけても、義務を強いられても、智者と、勇者は、人の上に立つ者なりとして、甘んじて其れに服従して居つた。あの遣り口が氣に入らぬとか、こうした壓制には堪へられぬとか、かくては獨斷で困るとかと云ふやうな事を論じたり、取つて以て、其れに代つてみやうなどの、野心を有つものも少かつた。つまり自己省察をする者が少い、内に省みて、自己の権力の小さい事や、自己の自由を、何處迄も伸しうる事に、考へついたものが少かつた。即ち十二分の實力、十二分につかへる人間力を、三分か、四分に使つた丈でも、何人にも不平がなかつた。

けれども、世界の容積は、永遠に同じである。土が殖えても、水が殖

えても、結果——容積は同じである。唯人類の繁殖力のみが、同一でなかつた。生れては死し、死しては又生れ、其れを轉々繰返すうちに、二倍になり、三倍になり、四倍、五倍、十倍、百倍、千倍、其以上になつて、頂天立地、人間の住む地が、今分でゆけば、なくなる時が来る。如何に口に正義人道を唱へても、如何に一視同仁を絶叫しても、眞に其を、其言の如く行ふ事の出来ぬ程、生存競争が激甚になつた。相互様に、もう悠長な事なんか言つて居られなくなつた。他の事よりは、先づ自分の顔の蠅を逐はねばならぬ事になつた。曾て我日本へ來つて、長い鎖國の夢を、起きよくと叩き起しておいどうだ、兄弟にならうぢやないか、ちと俺の國へも來んか、俺どもも貴公の國へ來て、商賣もしやうし、相互の不足勝ちな處の補ひ合せもしやうぢやないかといつて呉れた、あの親

人種的存
立競争

切な米人すら、今日は到る處に『日本人入る可らず』の制札を立て、居る、そして人種的癡見の下に、盛んに排日運動を起してゐる。それ程、世界人の生活は、せち辛くなつた。昨日の同盟も、今日は頼みにならぬ、昨日の友國も、今日は敵になると云ふやうに、國と國との存立競争が、人種的に激しくなつた。茲に於てか、前米國大統領、ウエルソン氏に依つて、民族自決主義が提唱された。

「さらですら、世界大戰後、少からず動搖せる世界の民心は、之が爲層一層動いた。今迄弱國として、他の領土であつた國迄が、獨立の旗を翻へし、或は分れて自立する事になつた。自立するが爲には、其支配下を去るべく、其れを拒む人々と戦つた。つまり、這は、始めて、自己を見出せる處の衝動であり、又奮起である。よし小さくても自立して、自己

埒を取り
去れ

を完全にすると云ふ慾求の現れが是れだ、さうして人間としての自己を自由に、新しく、強く、高くしやうとする自覺に蘇つた。其れには、賣巢を破つて、因襲から放れて、獨自の新快味を發揮する必要がある。外に對する戦ひ、内に對する戦、其れは自然免れざる事だ。『埒を取り去れ』『階級を撤せよ』『自由に進め』『新しく活きよ』『舊套を叩き破れ』『囚れから遁れよ』等の叫びは、所謂新人の口々から唱へられた。

こうして、民族闘争黎明の幕は開いた。憊うなつて來ると、人間は戦ふべく、争ふべく、運命づけられて居ると云ふ事が出来る。壊されたる文化、やがて建設される文化、其れは皆、民族闘争の末に、咲き出づる生活の花なのである。血の匂ひがあり、汗の香があり、生々しい、色彩を有つのは、固より當然の事だ。

二 虐げられたる民族

民族の發達——階級思想の固定——人間價値のバランス——
民族自決の叫び——人種平等の眞理

春の彼岸の頃、同一草花の種を地に下して一週間すると、ほつと二葉が芽生える。其二葉が更に生長して、十日間、二十日間、一ヶ月経つと、相當に發育して、だんく蒼をもち、遂に花を咲かす事になる。しかし其草花の發育には、非常な遅速がある、開花にも非常な遅速がある。其最も速きものと、遅きものとは、同一種子を、同時に播種したものと、全く思はれぬ程優劣がある。勿論其れは、種子其ものゝ、優劣にもよるが、總じて旭の恵みを、澤山うけたもの、うけぬものゝ相違になる。民族の發達にも、此事實の適用が出来る。

民族の發達

つまり天惠の暖い土地に住む民族が、一番優良になり、其優良民族者中の、最優良者が更に人惠に依つて其れを助長しうる。此場合の人惠は學んでゐたる學識技術と、先天後天性の智力、勇氣、其最も秀れたものが、すんく群を抜いてゆくのである。然らざる者は、其脚下に蹂躪せられる。若くは其後へついてゆき、乃至は其左右の圍繞になり、其うして其大を、益々助長してやる事になる。分けて原始時代に溯る程、智力の秀れた者が指揮者になつて居る。そうして人間の階級が、智勇の程度々々に生じる。此自然的階級は、昔でも、今でも、所詮動かす事の出来ぬ理法である。此理法と、宗教上の迷信や、風俗習慣から來る因襲が結びついて、人間の頭を支配する。甚しきは其が子孫に迄及ぶものがある。同一政治權力者が、其權力を執つて、其權力を、其子孫に譲與する時に

虐げられたる民族

於て、此階級思想は固定してしまふ。又永久を意味する事になる。唯戦亂が起つて、治者と、被治者の位置顛倒の生じる場合の如き、秩序の亂れた時、又一切に於て統一の破れた時に於てのみ除外例が出来る。此除外例は、社會を沈滞から救ふと共に、又人心の沈滞を蘇へらせる。つまり英雄が出現したり、今迄伸びんとして、伸びえざりし人材の潜在力が現れたりして、人間價値のバランスが破れる。階級の新陳代謝が出来ると共に、社會の新陳代謝が出来る。無論これは、秀れた人間力の所有者に對つてのみの幸ひであつて、秀れない人間力の所有者には、此均霑がないかも知れぬ。いひ換れば、秀れた者の所有する社會と、階級が出来る譯だ。要するに、自然淘汰、優勝劣敗の事實が是れだ。

然るに事實之と反して、其民族中に秀れた者が居つても、其民族が同

一祖先を有つ者の後でも、風俗とか、習慣とか、迷信とか、歴史とか云ふ、特殊の關係から、全く永久に敬遠されて居る者がある。かくて普通人類の埒外に投げ出されて居る者がある。即ち自然淘汰の結果でなくして、人為淘汰の結果である。其れも原始民族のやうな、野蠻で、何等の文化のない、人類と對等に伍す事の出来ぬ民族なれば兎に角、同じく春の彼岸に蒔いた草花のやうに、同種一系の民族が、同種一系民族の線以下に悲しく動いて居るのは何とした事か。民族自決の叫びは、時代必然の叫びであると共に、最も高調されたる民族自衛の聲である。

水平線上の民族と、線以下の民族と、肉體に於て、精神に於て、凡そどれ丈の差別がある。線以下の者は、今民族闘争の黎明期に乗じて、頻りに線上に這ひ上らんとして腕胃いて居り、焦つて居る。線上のものは

線に上せまいとして拒んで居り、又半ば其運動を肯定して居るが、しかし線はもう問題でない。線迄進まうとか、進ませろとか要求する動搖よりも、何よりも、線をなくすればよいのである、線を撤回して、双者が握手融合すればよいのである。線を中間に、血眼になつて、争つた處で、其れにどれ丈の意義がある。虐げられたる民族、其れに對しては、唯寛容と、同情あれば足る事である、いや／＼寛容、それもよろしくない、同情これもよろしくない、相互に對等に、同一程度宛歩み寄つて、自然融和と云ふ事にいたしたいものだ。

かくてこそ、虐げられたる民族に、回春の花開き、さうして人種平等の眞理が宿る事になる。全國を舉げて、現在百三十萬人に及ぶ、所謂水平社の諸君及水平社外の諸君、諸君は、此私の提案に對して、奈何の高

人種平等
の眞理

見がある。

三 階級闘争及水平運動の烽火

階級撤廢問題——所謂直接行動——險惡なる人心——事相の推移——
——水平社の宣言——漲る暗流——春雨傘の興行停止——水平社對國
粹會の亂闘——形勢惡化——空前の水平運動——關東水平社の旗揚げ

現代は階級闘争の時代である。階級闘争は民族闘争の次に通常起るべき問題だ。何でも構はぬから權威オライターに楯をついてみる、不平を極端に暴露してみせる、舊套を壊してみる、歴史の斷面を更に解剖してみる、不足勝ちのものが一寸要求をしてみる、待遇されざるものが、待遇運動の火蓋を切つてみせる、是非はとにあれ、一寸反對して、拗ねてみせる、さうしては、其れと、之を一つにしたいと云つて叫んだり、動たりする。

階級闘争及水平運動の烽火

つまり勢力均衡運動であり、階級撤廢問題である。認められぬものを、認めさせる流行である。即ち其うした機運が、今迄でも、世界的に微かに動いてゐた處へ、世界大戦後の改造思想が、丁度萬里の長堤を缺潰したやうな勢ひで流れ出して、其れを極端に早めてしまつた。労働運動も其れなら、同盟罷業も、サボタージュ怠業も其れなら、學生の校長排斥運動もそれなら、學校の昇格運動も其れであると云ふやうに、一切の下級者無産者が現状では満足しなくなつた。鎌倉時代や、室町時代は、之を下剋上といつたつまり下から上を犯す意味であり、上の命令が、下に行はれぬ意味である。現代の階級闘争は、則ちかの下剋上に、歐米風の着物をつけた迄の事だ。新しいには新しいが、日本には昔からあつた。

平等と云ふ事は、人間生存上の眞理である。然るに在來の因襲は、餘

りに階級を作り過ぎる、此眞理の實在を無視した。此無視されたるものが、百年も、千年も、二千年も、もつと以上に忍んでゐた。さうして、永い／＼間芽生へるべく促進されて、とう／＼時を得て今日實現したのであるが、今日階級闘争の實際運動を観るに、新しいものが善であり、美であり、古いものが悪であり醜であると云ふやうに、唯々舊きものを破壊する、其れが新時代の思想であり、其處に又建設があり、其れが又新時代人の使命であるかの如く觀てゐる。平等の眞理は味ふべく、又大に尊むべきものであるが、さて一切を唯破壊する、唯求めるると云ふのは、少し考へものであるまいか。かの所謂直接行動なるものに至つては、寒心せざらんとするも、得んのである。而かも、帝都の辯護士會の如き、法曹界の模範とすべきものにすら、柔道家を雇つて、司法廳内の會館で、

互に鎬を削り合ふと云ふ觸れ込みを聞くのである。

兎に角、時代階級闘争の半面には、所詮尋常一様の手段では、目的を達しえられない、生微い言論などでは致方がない、よし多少の犠牲を拂つても、其ほうが手ツ取り早くていゝと云ふ、合ひ言葉が流れてゐる。土工同盟本部とか云へる團體では、郊外に堂々たる練武場を、設けてゐる。土工が武を練つて、更により瘁猛振りを發揮すると云ふのだから、社會は暗黒時代に入つたのだ。觀かたによつては、地位を有し、財産を有する、少數者恐怖の時代ともいへる。富豪が、巨萬の金を社會事業に投げ出す、貴族が廣大なる邸宅地を開放して、一般人の住宅地に分譲すると云ふのも、露骨にいへば、階級闘争緩和の爲であり、時代の歡心を買はんとする人氣取である。爲政者と、社會改善家と、宗教家、教育家

險惡なる
人心

と云ふやうな手合が、其都度毎に、眉を擧める位では、此邊端なる世相を、到底改造しえずなつた。而かも險惡なる人心が、毫も國法を怖れずなつて、進んで其れに觸れるべく、且つ問題の犠牲になる傾向が生じた。司法官の糺彈や、警察官の檢舉が、益々加る都度毎に、其險惡の度が加つてゆくやうな心地がする。茲に於てか、私等は、照憲皇太后の御製である

淺しとて堰けば溢る、川水の

委や民の心なるらん

の御精神に、感泣せざるを得るのである。

しかし、此階級闘争を目して、飽く迄險惡極まるものなりと誤解してはいけない、さうして、遮二無二、此抑壓改策のみに出てはいけない、

行くべき處迄行つて、争ふべき終點迄いつて、そして落つく處迄行かねば、容易に鎮靜は見られないに定つてゐる。即ち新時代新文化の生れる陣痛!!と云ふべき時代が今である。いづれは、屹度通過すべき思潮的推移期と觀れば、驚くにも騒ぐにも及ばない、だから靜に、徐ろに、此調節政策をとる以外に、思案はないやうだ。

西洋史を觀ても、東洋史を觀ても、階級闘争の記述は、史の原則のやうになつてゐる。一張一弛、一榮一衰、其れが走馬燈の如く回轉しつゝ、其時代々々の場面を而かも鮮かに彩つてゐる。如何に激甚なる階級闘争と雖も、其れに終局のない時代はない、勿論時として、一時代から、更に一時代へ、橋梁の如く架し渡される階級闘争的事實、例へば武家と、公家の對立的暗闘、明闘が、鎌倉から、室町迄及べる除外例もあるが、

概しては、一時代々々毎に、句切り及段落が屹度ある。

總じて、支那人とか、我日本人の頭には、階級思想が、こびりついてゐて放れない。現に官僚を罵る人でも、矢張り官僚臭味を有してゐる。現に民衆本位を絶叫する人でも、其實貴族的生活を喜ぶと云ふやうに、東洋人の絶叫と、實際は、いつもくかけ放れてゐる。故に、現代に於て、著しく階級闘争が生じて來ると、其現象を目して、小からず恐怖する。つまり先入主の眼と、頭を以て、有のまゝを觀察するのだから、其照準が、往々に外れる、外れぬ迄も、あらぬ方へ奔逸する。私等をして、若し言はしむれば、しばらく驚きを休めて、事件、いや事相の推移を眺めてみやうといふ事になる。

頃日に於て、最も私等の注意を喚起した、『水平社の水平運動』にして

階級闘争及水平運動の烽火

もさうだ。此運動は、今日一朝にして起つたものでない、鬱結せる積年の宿志が、今日を生んだものだ。當然來るべき問題であるものが、唯々其機會を狙つてゐたものだ。遠き明治以前は兎に角、現代の水平運動は、大正に入つて、特に著しくなつた。大木遠吉伯を會長とせる帝國公道會の活動も、無論其一部分には相違ないが、水平社の自動的運動は、大正十二年からである。此自動的運動に、一瞥の値ひを有つ。

全國水平社大會を、三月二日、京都市の市公會堂に於て舉行した。自動的運動的丈に、第二日目の如きは、特に異分子の入場を拒絶した、自稱平民殿様を以て通つて居る、某華族の如きは、東京からはる／＼、之に參列の爲に出向いたが、嚴重に其入場を拒まれた。かくて、彼等は、滿場一致を以て、次の如き、決議をした。

水平社の
宣言

- 一 吾等に對し、穢多及特殊部落等の言行を以て侮辱の意志を表示したる時は徹底的糺彈を爲す。
 - 二 東西兩本願寺に對し、募債拒絶の斷行を期す。
 - 三 政府其他一切の侮辱的改善策恩惠的根本改善を促す。
- 以て、其決心の程が知れる。然るに、此閉會間際に當つて、林某なる一少年が、誤つて差別的侮辱の言を發して逃げた。さア其れを聽いてゐた水平社の人々が烈火の如く憤つた。其れツといひつゝ、直に其れを追跡して、數百名の者が、疏水二條橋畔に追ひつめて、散々袋叩きにした。其れを救ひ出さんとする數名の巡查や、警部も、同様其飛沫をうけて擲られた。重輕傷者が出来る。群集が雜沓する、憲兵隊は萬一を警戒したが、即ち此事實は、當日の決議案を、即時實行したものである。かくて、

水平社の自動的運動の烽火はあがつた。全國の水平社員は、ものゝ響に應ずるが如く起つた。政府當局者の神經は、いよ／＼益々尖んがつた。しかし此運動には、一社會主義者を混せず、一勞働運動者を混せず、一赤化團員をも混じなく、彼等の眞純なる、又眞劍なる水平運動であつた。唯一つ、茲に悲むべきは、此傷害的事件突發の爲、水平社對警察官側の感情が、より惡化せる事である。依つて南水平社中央執行委員長は、翌四日京都府警察部に、刑事課長及警察部長と會見し、西光某外二三の水平社本部員も、同高等課長と談合したが、警察の水平社に對する警戒は、此以來より嚴重になつた。そして何とはなしに、一種の暗流が、漲つた。大會の實行委員たる、南梅吉、黒須七郎、平野重吉の三氏は、颱風後の如き大會の跡を後に上京した。そして各大臣を官邸に歴訪して陳情し

漲る暗流

た。勿論京都水平社大會に於ける決議文をも手交した。

續いて、脚本『春雨傘』問題が起つた。以上の三實行委員等は、京都の全國大會後、息もつきあえずに、十日又警視廳に迫つた。赤池總監にも會つて、東京に於て催すべき水平運動の意見を述べたり、警官の無理解から起つた、京都事件の真相を陳情したる末『目下帝劇に開演中の春雨傘は、我々部落民に對して、侮辱するが如き臺詞が澤山ある。依つて此の興行中止をして貰ひたい、尙之と類似の興行ものを、全國中の劇場寄席、活動寫眞館などで、せぬやう取締つて貰ひたい』と要求した。

春雨傘の
興行停止

此等の三代表委員は、尙十二、十三、十四日も東京市内に、種々の活動を續け、特に陸軍省に對しては『抗議書』を提出し、同時に、牛込區赤城元町の水平社本部を、本所に移轉して事務の擴張を行ふ等、次第に公

階級闘争及水平運動の烽火

開演説及最初の目的に進む部署をすんぐきめていった。

第二には、華族會館に於て、田淵代議士擲られるの、新しい場面が生じた。華胄界の新人で、同愛會の有馬頼寧氏は、折から水平社代表社員の歸京を好機として、三月十一日、華族會館に、水平社の代表員招待會を催した。同族では佐々木侯、代議士では田淵、田中(善立)星島、川崎、上塚、南(鼎三)等の諸氏と、來賓側とが集つて、晚餐をした。すると、水平社の平野氏は、最近に起つた部落民の悲惨な自殺やら、氣の毒な發狂やらの實例を擧げた末、吾々の兄弟姉妹三百萬人は、此社會の差別觀が根本的に改まらぬ限り、極力團結して進むと、慷慨悲憤の態度で論じ、又南委員長は『地方改善々々々と、表面には叫ばれてゐるが、實際改善の實は徹底してゐない』と、多くの實例をあげ、さうして差別觀の撤

廢と、一般人の諒解とを求め、最後に黒須氏が『自分は日露戰爭 從軍した。かくて幾度の戦ひに参加し、身に十數彈をうけて、尙且つ瘡れぬのは、今日此水平運動を達成する使命を帯ぶる爲であつたやうだから、挺身して現に其事に當つてゐる』と結び、さうして會が將に閉ぢやうとせる時、田淵代議士が、例の調子で『君等は部落民を三百萬といつてるが、統計では百五十萬よりないぢやないか』と、口をこしたから耐らない。光景は見る／＼緊張して、三代表員は勿論の事、獨眼龍南鼎三代議士が『今日は討論でない、話を聴くのが目的だ!!』とばかり、鐵拳固めて、田淵氏を、うんと云ふ程殴りつけた。

第三には、水平社對國粹會の大亂闘事件が、奈良に起つた。時は三月の十八日、奈良縣磯城郡川西村下永の水平社員が、各地水平社の應援を

得て、約七百人の群集になつた。各々手に竹槍、日本刀、七首等を提げて、同郡都村八尾鍵之辻社附近に繰り出した。すると其處へ、同郡都村八尾附近の國粹會々員二百數十名が、八尾村民約四百名と共に押寄せて来て、先づ兩軍の斥候約四十餘名の結戦から、兩々相對峙して下らぬと云ふ、一種の民衆戦争になつた。太鼓を鳴らす、鐘を鳴らす、そして虚勢を張り、士氣を鼓舞する一方、各地の水平社と、國粹會が、此急報によつて、應援の爲、此處へ集中して來ると云ふ、事態容易ならぬ眞ッ唯中へ、所轄警察分署長が、部下を率ゐて駆けつけた。けれども所詮其力及ばずに忽ち佩劍も、帽子も奪はれ、この上水平社の陣中に拉し去られると云ふ騒ぎが、奈良縣警察本部に達した。依つて近藤保安課長は、現場に急行すべく、附近の警察官約一百名を招集した。さうして後漸く分

署長を取り戻した。此際水平社の軍は、社旗を奪はれ、重輕傷者を出したので、約一里後方へ退き夜營を張り、國粹會は更に同志の應援を得て、附近の神社の森内に駐屯する。水平社は更に光明寺に對陣し、傳令を表はし、陣容を整へる等、刻一刻禍機は迫つた、双方の應援隊も時々刻々加つて來る。警察本部も、亦縣下の最寄警察署に急電して、頻りに巡查を増員する等、此三角對陣の夜間の光景は、眞に實戦場の如くあつた。亂闘事件の原因を聞けば、水平社員の婚縁式に、都村八尾の森田某が、嫁の荷の附添人村田某に、指四本を出して示したのがはしなく問題になつたので、つまり水平社を侮辱したと云ふのである。其又仲裁が、不調に終つた爲だとある。

十九日には、兩軍の形勢が、益々悪化した。同日午後二時半には、如

形勢悪化

階級闘争及水平運動の烽火

何なる警察力を以てしても、到底取締る事の出来ぬ、もの凄い場面を生じた。川西村下中野の救願寺に、最後の大會を開いて、決死の覺悟を極めたる水平社員六百名は、更に此中から三百名の決死隊を選つて、赤色腕章せる約三十挺の鐵砲隊を中堅に、鐘太鼓を亂打し、威聲をあげ、竹槍の穂尖を林の如くにして、國粹會の本陣を指して進發した。そして前日の接戦地點たる、川東村鍵ヶ辻後の、都村寺川大橋迄進出し、盛んに對敵行動をして發砲した。すると一方國粹會大和支部員も、亦在郷軍人會青年會等の應援を得て、川東、三宅、田原、本町等より、すべて一千名許り前進し、白襦、向ふ鉢巻の扮装せる猛者どもが、手にくゝ齋口、ピストル、匕首、竹槍を先頭に、之に銃隊を加へて、約三町三段の陣備へを以て對峙した。かくて暫時睨み合ふ時、水平社側は、轉じて寺川堤

防の襟林に足溜りを作り、そして折からの篠突く雨をものともせず、國粹會側に應戦した。かくて阿鼻叫喚の戦闘約二十分間に及ぶ。水平社の孤立と反對に、國粹會には、續く味方が多い。其處で水平社が、亂闘の末、彈丸を空にして退却すると、國粹會が隙さず追撃しやうとする、其れを出張の警官隊が阻止して、幸ひ大事を未前に防いだものゝ、附近の村落五六は、全く此爲に戦亂の巷に化した。警察側からは、奈良聯隊及憲兵隊の出動電請の結果、逸早く憲兵隊のみが先着した。

かくて、又兩々對峙して更に又一戦に及ばんとした。流言蜚語が盛んに行はれた、人心恟々たる處へ急を聞いて各地方の國粹會員と、水平社員が、續々戦地を指して集つたが、しかし、此空前の水平社の水平運動も、遂に無條件で和解した。指四本出して侮辱したと云ふ森田某が、水

平社南田勝次郎なるものに出した、謝罪狀一本で梟りがつく。

第四は、右水平社の亂闘事件が落着して程ない、三月二十二日夜、大阪府中河内郡高安村修徳館附近で、再び水平社と、國粹會の對戦が起らんとした。原因は、修徳館の請負工事の紛擾から、其請負人の某と、其下請負人で、國粹會員たる某の葛藤が、遂に國粹會員を動員する事になつた。其處で其れに對抗すべく、元請負人の某も、瓜破村の水平社支部に應援を頼んだので、事が大きくなり、果ては兩派の對陣になり、篝火を焚き、空砲を放ち、そして互に示威的陣容を張りし事件があつた。しかし真相を聞くに、水平社は、此日此事件に全然關しなかつたと云ふ事が後で分つた。何れにしても、恚うした問題に迄、水平社が引合ひに出される程、水平社は社會の神經をそそつて居つた。

第五は、關東支部水平社の旗あげである。處は群馬縣太田町の電氣館、時は三月二十一日、此大會には京都、奈良の代表者は勿論、全国各地の代表者も参加して、午前十時、已に五千の會員が場に溢れたと云ふのだから、盛況推して知るべしである。辯士は交る／＼起つて『吾等に幸福を齎らす日は來つた、吾等は起たざる可らず、關東一帶の同人が起つべき事を希望する』と叫び『我等は正義の爲に起たさざる可らず、吾等は殉教者に、其荆冠を祝福される日が來れり』と喜ぶなど、同所轄署が、豫じめ期待せる程の騒ぎもなく、此大會は極めて平穩に終つた。奈良、京都のこれとは、全く反對の現象を示した。

斯うして、水平社員の水平運動は、次第に波紋を大きくして、全國にひろごつた。燎原の火の如しと云ふ形容は、眞に此場合の水平社の擡頭

を名状する言葉の如く思はれた。

其處で、警視廳は、急ぎ水平社員の多き、王子、府中、田無、青梅、板橋、町田、龜井戸、日本堤の各署長を二十三日本廳に招集し、此對策を協議した。意見も、いろ／＼あつたが、結局水平社及其運動を目して、爾今、純然たる思想團體として扱ふべく方針を一定してしまつた。つまり、當局者としては、其真劍なる、整々堂々たる、純なる運動振りを諒とした丈で、將來之に結盟しやうとする、社會主義者その他の混入を非常に慎んで居る。

將來の水平社が、どうなるか、ならぬかは兎に角、時代に眼覺めたる彼等が、他力を藉らずに、しかく獨立運動を起し、そして自ら水平線に達すべく力める、あの熱誠振りは多とすべきである。恐らく此誠熱は、

水平社外の人々をして、必ずや同情の聲を發せしめるに相違ない。

四 水平運動の流行

社會心理の原則——同盟罷業——因襲打破の建議案——士族の稱呼
撤廢問題

曾て安田善次郎氏が、刺客朝日平吾氏の爲に殺されて程なく、二重橋々畔に、藤田留次郎氏の憤死事件があつた。其れから、又程なく、中岡良一氏の原敬氏暗殺事件があつた。最近の出來事中には、有島武郎氏對波多野秋子氏の事件、楠正篤氏の事件、大野博士凌辱事件、芝の某醫師の同一事件と云ふやうに、社會の耳目を鐘めた問題が一つ生ずると、直ぐ其模倣者が生じる、そして類似的行爲をする。群衆に群衆心理ある如く、

社會に社會心理がある。一つの問題に對し、一つの事件に對し、屹度共鳴者の生ずるのが、社會心理の原則であるらしい。云ふ迄もなく、其れは傳染性を帯べる、流行であつて、此流行の速力と、此流行の化力とは、眞に怖るべきものがある。曾て水死人のあつた川の淵が、よく水死人を生ずるが如く、曾つて人を呑んだ華嚴の瀧が、よく人を呑むが如く、曾て厭世家を投せしめた淺間の噴火口が、よく人を投せしむるが如く、曾てよく投身者を出す、東京灣通ひの汽船がよく投身者を出すが如く、處によつては、遂に永久的傳染性になり、半永久的流行性になるものもある。空間に存在する、ある引力が、其れを誘ひかけるのか、其れを喚び出すのかは知らぬが、その時、その場所に立つて、其事を聯想すると、不思議に死にたくなると云ふ心理は、一體如何なる性質のものであらう。兎

に角、此不可思議なる魔力を有する、此社會心理を、基礎として、水平社の水平運動を観ると、其處に、相前後して、いろ／＼、さまざまなる水平運動が當時生じて居る。

水平社の水平運動の起つた頃には、東京相撲協會の力士の罷業同盟なれどと云ふ、極めて珍しい、歐羅巴あたりでは、見る事も、聞く事も出来ぬ水平運動があつた。つまり協會の力士待遇がわるい、不公平であるから待遇をよくして、公平にせよと云ふのであるが、協會側が、其提案を容れぬので、不平の力士團丈が協會を脱退し、獨立運動の旗を立てたのだ。が、しかし、覆水盆に返つて、幾分の目的は達せられた。

司法受験生の試験制度撤廢に關する、示威運動もあつた。彼等は神田の松本亭に本部を置いて、而かも半ヶ年に亘つて、演說會を開いたり、

宣傳ビラを蒔いたり、示威行列をしたり、議會請願をしたり、貴衆兩院議員の重なるものを歴訪して、衷情を懇へる等の活動も、極力續けた結果、新試験制度前の受験生がある期間迄新制度前の試験に依りうる特典が得られた。

曹洞宗大學昇學の實行運動もあつた。要領は末派寺院の檀信徒百五十萬人から、五ケ年に亘つて寄附金を募集し、先づ第一に現在の曹洞宗大學を昇格せしめて、内容充實を圖る等、凡そ三ヶ條程の條件があつて、約二百萬圓の資金を拵へるのが目的であつた。それにしても、先決問題は、大學昇格案であるから、大學を昇格せしめて後、此美名を寄附にも、内容充實宣傳にも、利用したいと云ふのであつたやうだ。

攝津の灘には、灘五郷酒造關係の樽工並に、輪竹工約一千名が、灘廳

同盟罷業

合會を組織して、労働總同盟に加入せる問題があつた。さうして樽工組合八百名の者が、賃銀に付一挺二十二錢平均の要求を醸造家側に出したが、客れられず遂に同盟罷工するに至つた。

東京では、築地の加藤鐵工場が、事業不振の名の下に、突然其職工若干名を解雇した。之を聞いて、月島機械労働組合が蹶起し、都下の全労働團が起つた。そして演說會を催した。

政友會の代議士、廣岡宇一郎氏が、議會へ『辯護士法改正案』を提出した。要趣は『一裁判所の管内に、辯護士百人以上の會員ある時、出願すれば、辯護士會を設くる事を得』と云ふ問題の對策上、東京組合の辯護士中、先輩側と、後進者派が、分離、非分離の主張の下に、二派に分裂した。無論此發端は、前年の會長選舉に原因を有すけれど、是れ、又

法曹界の水平運動と見て差支へがない。しかし國の人が、双方入り亂れて、殴り合ひ、掴み合の大修羅場を演じたのは、苦々しい。

東京に於ける、支那留學生全部は、例の支那政府からの二十一ヶ條問題を、我政府が跳ねつけた事に憤慨して集合し、先づ反對宣言を發表すると共に示、威運動を行つた。つまり愛國的水平運動の一つと見る事が出来る。

政友會の横田千之助氏は、三月十五日『因襲打破に關する建議案』を衆議院へ提出した。そして『政府は士族平民等族籍上の差別を廢し、且つ帝國民族間に於ける、其一部の人種に對して、殊更に侮蔑的稱號をなしたり、又階級的差別待遇を爲すが如き、因襲的の惡弊を、可及的に一掃する事が必要であつて、其れには法令の發布、其他適切なる積極的方

法をとらねばならぬ……彼等百七十萬といひ、又三百萬と云ふ部落民が、他の一般を恰も仇敵視して、大同團結をなしたと云ふのは（水平社の水平運動）恐るべき事であると共に、同時に、我々政治家の深く責任を感じねばならぬ問題だと思ふ。實際我國が、ベルサイユ會議等の機會に於て、人種の差別撤廢を高唱し、平等を主張してゐながら、帝國臣民の間で、族籍上の事で、差別を設くるが如きは、矛盾も甚しいといはねばならぬ……辭書から、穢多の文字を除け……』と迄頗る熱心に、説明力めて居るが、つまり、水平運動の爲の、又水平運動と見るべきものであらう。

千葉縣野田郡は、同銚子町と同じく、全國でも有名なる醤油の産地であるが、近年同醸造労働者と、資本家の軋轢は一再でない。而かも、頃

日は、野田の全労働者を擧げて、日本労働總同盟野田聯合會と云ふ稱呼になつて、資本家對此抗爭が益々險惡になつた。即ち要求五ヶ條中の主目容れられざるが爲、三月十五日の野田町は、此總罷業決行の騒ぎで、赤襷隊の傳令が町内を東奔西走する等、總罷業本部には、戦場の如き気分が漲つた。關東労働總同盟から、戦費を送り、闘士を送り、罷工したる男女約二千の労働者は悲壯なる場面をその日見せた。

すると、其十九日に、芝公園には、全國失業者大會が催された。運動の標語として『軍縮剩餘金融通』『失業中の生活保障』『對露通商即時開始』『労働會に依る職業紹介所管理』と書きし標旗が、場の各方面に翻へり、辯士は交る／＼資本主義の不合理を説き、其れから生れる、悲惨な失業者の運命を陳じて、怒鳴る、叫ぶ、此參加團體中には、野田の労働代表

者も混じてゐた。かくて會解散と共に、某處を大擧して襲ふ計劃早くも洩れ、多數の檢束者を生じた。

三月十九日の大阪砲兵工廠では、二十一日の解雇日を前にして、怠業気分を生じ、かねて工廠より解雇すべき職工に貸與しある器具返納の命に應せず、手に／＼其れを携へて、約五百名の職工が、工廠事務所へ押寄せ、大に當局者を詰問した。即ち軍縮後の失業者のとれる、自衛的水平運動が之れた。之と同一の事が、東京砲兵工廠内にも、同二十一日に行れた。

貴族院で、問題になりし、軍人恩給法案が、政府側の讓歩により、三千萬圓の増額になり、三月二十一日上院を通過せんとする時、一方僭行社に集合せる、軍人恩給研究會の評議員七十名は吾人は恩給増加文で滿

足が出来ぬ。此上は恩給問題に向けた全力を擧げて、「一時賜金問題にも向けやう」と、中將少將大佐などの評議員百名ばかりが、全部此運動委員になり、貴族院の豫算委員六十名餘に對し、急ぎ戸別訪問を開始した。要するに在郷軍人の政治化であると共に、在郷軍人の水平運動である。

之も政友會の横田千之助氏の建議案であるが、士族平民の族稱撤廢の絶叫が、大分利いたものと見え、全國中の舊士族連中が憤起した。此建議案に反對して奮起した。士族平民の族稱撤廢を、もつと徹底的にやるなら、之に先だつて、何故華族の稱呼も廢すといはない、こんな不徹底な主張には、飽く迄反對ちやと、ちよん鬨もない、二本差しでもない、腰の弓なりになつた老人迄が怒り出して、直に同志に楯を飛ばし、士族會と云ふものを拵へた。さうして此反對運動を開始した。無論貴衆兩院

士族の稱
撤廢の問
題

議員の許へ、お百度を踏む、若し、かとてもいけなくば、永久的に此運動を持続するのだと云ふ。此同志中には、古い自由黨の志士愛澤寧堅翁なども參加してゐる。即ち、舊士族の水平運動とみれば、間違ひがない。

三月二十五日には、東京府下蒲田新潟鐵工所の罷工者三百名が、其本部に集合して、旗を樹て、労働歌を高唱しつゝ、示威行列をなし、目的の貫徹に力めた。云ふ迄もなく、職工の水平運動である。

右の如く、大正十二年の二月三月の約二ヶ月に於て、世間に一寸知られたる水平運動が、ざつと此の通りであるから觀ても、此以外世間へ發表されずに終つた、大小水平運動は、主人と雇主の間にも、樓主と抱主の間にも、隊長と部下の間にも、夫婦、兄弟の間にも、友人同志、同僚同志の間にも、其れなくあつた事と思ふ。其何故にあつたかと云ふに就

いては、矢張り社會心理と云ふ事を、どうしても、見通す事が出来ない。水平社の水平運動は、とり分け其中心になつて居つた。之から觀察してみても、凡て水平を希望する事が、人間の本能であり、又人情であり、合理である事が理解される。

五 水平民族の意義

階級等差——線の生活——近代人の叫び——争氣ある民族

區別を立てるとか、階級を設けるとか、貴賤の差別をするとか、埒を設けて、其内外に分けるとか云ふ事は、世界中の國民が好むらしい。軍隊には軍隊の階級があり、官吏には官吏の階級あり、資本家にも、労働者にも、皆それ／＼階級がある、甚しきは、聖者振つて居る宗教家の間

にすら、いろ／＼な階級等差があるやうだ。さうしては、一本線を引いて、之から之迄、あれからあれ迄、其れから其れ迄、彼から是れ迄と定め込んで、よく限界を拵へたがる。秩序の爲には、統一の爲には、節制の爲には、其れも、之も必要であるらしい。だから普選を高調する政黨にも、階級打破を叫ぶ團體にも、總裁があり、總務があり、幹事長あり、幹事あり、政務調査會長があり、代議會々長があり、平黨員あり、或は又會の主盟とか、團長とか、理事長とか、理事などがあつて、其黨員や、會員の多くを率ゐてゆく世の中だ。其んな譯で坊間の醜業婦の間にすら、丁稚小僧の中にすら、學校の生徒間にすら、教員の間にも、幹部と、非幹部のある世の中だ。殊に近頃の流行に、副總裁があり、副社長があり、副支配人があり、副支店長があり、副頭取、副主筆、副主任があり、

何でも、かでも幹部でなければ、納まらぬ時代には驚き入る。若し今分
 でゆけば、妾に對して副妻の稱呼を與へる時が、來らぬとは申されぬと
 云ふ程、我々日本人は、一本の線を其れへ引いて、其線上に住む事を皆
 喜ぶ。之れ線の生活であり、埒の生活であり、豪かる生活であり、幹部生
 活であり、排他生活であり、局小生活であり、自己本位生活であり、洵
 に以てけち臭い、小さな、時代後れの生活である。階級打破の叫ばるゝ
 所以も、平等無差別の叫ばるゝ所以も、實は其反對事實の多い事を、證
 據立てるものだ。憲政が破壊されるから、擁護運動があるのだ、民権が
 不自由だから、自由が叫ばれるのだ、普選でないから普選が叫ばれると
 同じく、近代階級打破運動の思想は、慥に時弊の急所に肉迫せる聲であ
 り、其又現れである。いや正しい天の聲であり、神の命令であるかも知

れぬ。

無論、階級を打破せよと云ふ叫びは、階級生活者や、有産者や、貴族
 の發せる叫びでない事は、分りきつて居る。又下から上に要求する叫びで
 ある事も分りきつて居る。而かも、其絶叫中でも、おれも人間だ、君達
 と同様の列迄是非連れていつて呉れる、呉れなければ、自力で其處迄い
 つて見せるぞ、其場合に、若し、君達が、堅い、嚴重な墻壁を設けるな
 ら、其墻壁も、壊して進んで見せるぞと云ふ人間として當然求めるべき、
 其地位を求める絶叫位、眞剣に、且つ痛ましく、吾人の耳朵を打つもの
 は多くない。富みの力や、人爵の力が何だ、同 人間と人間でないか、
 同一男女でないか、何處にどう君達と、おれ達が異つてゐる、實力なら
 來れ、戦ふなら來れ、情實を度外においてなら來れ、周圍の力を藉りず

近代人の
叫び

になら来れ、……對等ぢやない、平等ぢやないか、何がえらいんだ、何を威張りくさるんだ。國民と云ふ事に於てでも、國家に對すると云ふ事に於てでも、一人と一人は同じぢやないか、何だツて線を、一本其處へ引くんだい、何だツて線を二本其處へ引くんだい、何だツて、三本も、四本も、澤山の線を作つて、其處へおれ達を入れんのだいと、恚う本統に叫ぶ、近代人の聲位涙ぐましいものは他に多くない、

此時、此場合に、私の云ふ、水平民族と云ふのは、つまり水平線以下の人、社會から一般から、水平線以下の待遇をうけてゐる民衆と云ふ事の意味であると共に、普通の場合に、水平線以上の人でも、逆境を跳ねかへすべく、失意から得意に轉すべく、線を突破せる人、又將に突破せんとする人の意味であつて、觀かたに依ては、現狀打破的人であり、

下積生活を潔しとせざる人の意味である。故に非彈力の者、無氣力の者には、此線突破の運動が出来ない。

曾て特殊部落の稱呼を以て、社會に虐げられて居つた人々、現在水平社——水平以下の人々も、今や自力的水平運動に依つて、立派に水平民族たる事が已に出来つゝあるのである。此の如く、私の水平民族に對する見解は、少しく世人の見解と、見解を異にして、所謂水平線を中心に、争氣ある民族といふ意味になつて來る。此點に於て、政權を握る帝國主義的の武將も、之に附隨せる武士も、水平民族と云ふ事になる。しかし、單に水平社の人々とか水平社とか云ふ場合は、明治四年に於て、特典を與へられたる平民と云ふ事に解義し度思ふ。

争氣ある
民族

六 水平社の分野

彈左衛門の勢力——錦着た乞食——古い水平族の分布——驚く可き水平族の増殖——愛媛の四百九十四戸が最高——世外の民の生活——今日は彼等群居の秋ならず

曾て、水平社族の關東五萬戸三十五萬の種族總取締であつた、所謂彈左衛門の配下には、穢多があり、非人があり、田樂、幸若、猿樂の遊藝人もあり、遊女屋も、湯屋も、陰陽師も、神子も、筆結、墨師、弓矢師、絃師、襖師、表具師、土器師、焼物師、笠縫、簀作、石切屋、左官、櫛挽、蠟燭屋、藍染屋等、昔雑戸と稱して、卑まれたる民族が、皆彈左衛門の支配下であつた。さうして彼は、穢多王國を作つて、無限大の權力を有して居つた。京都では下村庄助なる者が、百九石餘の高取りで、穢

彈左衛門
の勢力

錦着た乞
食

多頭として勢力を振ひ、多くの配下を率ゐては、二條城の掃除に任じた。今日藝術家扱ひをうけつゝある、俳優も、明治四年前は、河原者として、矢張り彈左衛門の支配下であつた。市川家何代目かの人物で、俳號白猿と云ふ者の句にも『錦着た疊の上の乞食哉』と云ふ、いたゞしい感吟がある。随つて、穢多、非人といつた處で、其職業は非常に廣汎になつてゐる故、其職業別によつて、水平社の人々の分野を知る事は、今日非常にむづかしい。殊に何人が見ても、曾て水平社の人々でなかつたやうな職業者が多い。

古代の雑戸時代は、大多數の工藝者、遊藝人が、皆賤しい者にされて、社會外の國民扱ひをうけた。三十二番職人歌合を見ると、

千秋萬歳法師、繪解、獅子舞、猿引、鶯飼、鳥さし、鋸挽、石切、桂

水平社の分野

女、鬘捻り、算置、薦僧、高野聖、巡路、鐘叩き、胸叩、へうぼう繪師、張殿、渡守、輿舁、農人、庭掃き、材木賣、竹賣、桶師、火鉢賣、糖粽賣、地黃煎賣、箕作、櫛賣、菜賣、烏賣

などが、皆賤者にされてゐる。即ち『こゝに我等三十餘人、賤しき身、品おなじきもの云う』と附記してある。憊うなつて來ると嚴格な意味での、古い水平社族の分布は、どうしても正確には分らない。

今日から二百四五年前に出來た、正徳五年の京都御役所向大概覺書と云ふものに依ると、浴外穢多家數人數の項に

百八十八軒	七百八十九人	六條村
四十六軒	百二十三人	蓮臺野村
二十軒	百十六人	北小路村

古い水平
族の分布

四十四軒	二百三十三人	川崎村
百三十八軒	五百九十人	矢部村
十七軒	七十一人	小島村
七軒	二十七人	龍ノ口村
十四軒	五十八人	鼻揚村
八軒	三十五人	西代村
二軒	十五人	北河原村
二軒	七人	柳内村

以上十一部落で、四百八十六軒、二千六十四人の人と、家數であつたのが、百九十三年後の、明治四十年、更に其部落について調べてみると、舊六條村が一千百六十九戸、五千三百九十六人になりしを初めとして、

水平社の分野

舊蓮臺野村百六十三戸、一千三百七十六人、舊北小路村九十六戸、六百七十一人、舊川崎村二百五十三戸、一千五百八十七人、舊矢部村三百六十四戸、二千〇〇一人、舊小島村四十三戸、二百六十五人、舊龍ノ口村、八十三戸、四百五十六人、舊昇揚村、北河原村、五十八戸、四百五十二人、舊西代村、三十三戸、二百十六人、舊柳内村、二十戸、百三十二人の總計、戸數に於て二千二百八十二戸になり、人數に於て、一萬二千四百五十二人と云ふ、驚く可き増加率を示してゐる。洛外云々と云ふのだから、京都郊外の諸村落に於ける、水平社族の意味になる。

又紀伊國日高郡高家川部落は、今から百七十年ばかり前に、同郡下志賀部落から、轉住せる、唯僅に三戸の開創であつたものが、今は五六倍程に増加した。長い間、穢多、非人と稱し、普通人民から、除外されて

驚く可き
水平族の
増殖

居た、古い水平社の人々中、非人は何時となく、非人群から、次第に普通人群に割り込んでしまつて、事實上、水平族の數は、減少すべきであるに、事實は遂に之を裏ぎつて餘りある程、而かも、普通人の増殖率よりも、其速度を早めていつた。例へば明治四年後の、全國の人口が、七割六分弱の増加率であるのに、水平社族の増加率は、二倍と一割強であるが如く、又全國民が、一割八分の増殖を示せる時、彼等は、十四割八分を増した。世間から忌まれるれば、忌まるゝ程、皮肉に其數を増すと云ふ處に、理論上のみにては、全く解し難き事實がある。

明治四年の調査當時、穢多二十八萬三千十一人、非人二萬三千四百八十人、皮作雜種人七萬九千九十五人、此通計三十八萬二千八百八十六人と云ふ、全國中の水平社族である。續いて大正八年度の調査に據れば、

水平社の分野

愛媛の四
百九十四
戸が最高

八十三萬四千七百四十五人が、其部落居住者で、部落住居者、六萬九千六百六十七人であるから、計九十萬四千四百十二人になり、之に轉籍せるもの住所不明のものを加ふれば、優に百五十萬人に達する事になる。

之を分布せる、地方別(大正十年調査)にいへば、部落数では、愛媛の四百九十四を最高として、福岡の四百九十三、廣島の四百〇六、兵庫の三百三十九、埼玉の三百、岡山の二百九十七、長野の二百八十八、群馬の二百三十五、三重の二百十六、富山の二百、京都の百五十四、山口の百十七、和歌山の百〇五、栃木の九十二、鳥取の八十一、島根の七十九、高知の七十、大分の七十六、奈良の七十一と云ふのが重なるもので、青森には一部落、福井には三部落、山形には四部落よりないのである。しかし、之を人口の點からいふと、兵庫の十萬、七千六百〇八人を最多と

して、續いて、福岡の六萬九千三百四十五人、大阪の四萬七千九百〇九人、愛媛の四萬六千〇十五人、岡山の四萬二千八百九十三人、京都の四萬二千七百七十六人、廣島の四萬百三十三人、三重の三萬八千三百八十三人、和歌山の三萬六千〇七十二人と云ふ順序になり、他は何れも、千人臺、百人臺、就中青森の一百八十六人は、何れから見ても、全國中最も少い數と云ふ事になる。

總じて、今日いふ水平社族は、舊大名の城下でありし地方に多い。然らざれば、皇室に關係の多い、且つ土地の古い地方に多い。其理由中には、死刑者や、犯罪人に關する事を扱つたり、御陵の番人をしたり、武士の用ふる皮具を拵へたり、或は一般人の葬祭の事に與つたりしたから、都會をなせる、人口の多い地方程、水平社族の職業があつた。其處で、

其處へ代々住んで、世外の民の生活を、小さくなつて續けていつた。けれども、四民平等の思想が生じ、明治四年の解放令以來、とり分け進取的のものは、進んで一般民の群に分け入るべく、永住の部落を後に、彼等其れ、自身の向上發展の爲に焦燥した。

故に、今日は尙依然として、其地方部落に安住の居を有するものは、資財あるもの、然らざれば、律義一點張りのもの、或は其地方ならざれば、職業の出来えざる者等であつて、つまり住性のもの、非住性のもの二つに彼等は分れる。しかし、今日は、もう彼等群居の秋でない、宜しく進んで、在來の部落を撤去して、一般人の部落に併合するか、一般人の部落を、其れへ混入するかの秋に迫つて居る。さうして、離婚を強い、又其れを獎勵する時代が來つて居る。

今日は彼
等の群居
の秋なら
ず

さうして、始めて、在來の水平族の分布區域に、一大革命が生じる、生ずると共に、彼等の分野なるものが、消滅してしまふ。此時が來つて、初めて水平社族の試みつゝある、又社會政策家の苦慮しつゝある、理想が實現される。

七 史上の水平民族 其一

先住民の大脅威——戦利品の俘虜——自然の階級——骨の制度——民
族長即天皇——黎民即天下の民——天皇の民——私有民——御名代の
民——平等即人間——人身賣買の禁令——水平社族の一大恩人——前
例のない立證——天皇政治の社會主義——實力なる武士の時代

我日本の先住民は、アイヌ、東夷であり、佐伯であり、八東脛、熊襲、
隼人であつたかも知れぬ。又國津神と、其子孫であつたかも知れぬ。大

先住民の
大脅威

國主命とか、饒速日ノ命とかいふ人々は、何れも國津神系の代表的人物であつた。其處へ、所謂高天原系の神々が天降つて、此國土を經營し、續いて其系統の神武天皇の東征が起つた。神武の東征は、先住民の居る地方經營、地方平定であつて、其目的は統一であり、其統一は建國であつた。智力もなく、政治的意義もなく、唯漠然と生活しつゝありし先住民にとつては、大なる脅威であると共に、又大なる刺戟であつた。先住民の防禦力は原始的であつたが、神武の遠征力は文明的であつて、秩序あり、節制あり、先住民の其れとは、段違ひ程の相違がある。故に少數の攻撃力が、多數の防禦力を、いつも智力で撃破したやうだ。而かも殺戮するが目的でないらしく、降服さすのが目的であつたやうだ。遠國の創業漸く成り、神武自ら帝位に即いたにしても、降將饒速日ノ命を重用

戦利品の
俘虜

したり、之に準ずる降服者を、任用して、毫も芥滯せぬ處を觀るに、神武天皇と云ふお方は、實に寛仁大度の人であつたやうだ。しかし、戦勝の都度毎日、澤山の俘虜を、戦利品同様、下級の使用人——奴隸にした處の事實がある。無論これは、最下級の俘虜であつたらう。

天皇は、登極と共に、尊稱、命稱を改めて、朝廷の祭祀に興るものを臣、又連と稱し、國郡にあつて祭政に興るものを、國造、縣主と稱し、部族を率ゐて、天皇に直隸するものを、伴の造と稱する等、悉く世襲の職を設けた。連臣が中央政府の大臣格なれば、國造、縣主は地方大官なるが如く、又伴ノ造が各部の技術部長であると云ふやうに、自然に階級生じ、自然に尊卑輕重を生じて來た。無能でも、何でも、難有い事には、世襲だから、當初に於て、よい役割りをされし人の家が權威を有ち、有

自然の階
級

能でも、智者でも、才人でも、當初の叙任に洩れた、微々たる家柄の者が、其指揮命令を受けてゆくと云ふ制度は、かなり長い間續いた。此精神は今も一つの傳統として、根強く残つてゐる。専制政治、統一政治には、此制度がよいけれど、人材の進路を抑壓し、智能の啓發を阻止する怖れがあつた。こゝに於てか水平線以下の民族澤山出來た。水平線以下の者は、血統もよくない、皇祖に従軍して、勳功もさほどでないといふ觀念が、其當時から生じたやうだ。又線以上のものが尊くて、以下のものは賤しいと云ふ思想も生じた。

一方には、家長制度の基礎が、次第に鞏固になつた。所謂『骨の制度』である。かばねは、骨、又は姓をあてはめるが、其實『株』である、世襲である。さうして、上は將相から、下は下級官人の末迄、其氏族の姓

骨の制度

の上に、臣、連、別、首、造、縣主、直等の名稱を賜つた。此中、臣最も尊く、續いて連であるが、別と臣は、皇族に賜はり、連は神々の後裔神別の子孫に賜はり、別に大臣、大連あり、臣と、連の上に臨み、又臣も、連も、天皇の御前會議に參列する事が出來た。此參列したる者を『前づ君』又は『丈夫』といつた。

各氏族の上には、氏族の長がある。其れを氏族上といつた。例へば大伴氏に大伴姓の氏族長あれば、物部氏に物部氏の族長あり、中臣氏に中臣氏の族長あれば、忌部氏に忌部氏の族長あり、其族長が、一姓を代表して、天皇の政治に參與し、同時に其一族を率ゐた。大氏阿倍氏の如きには、更に小氏が分れて、阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿倍陸奥、阿倍安積、阿倍信夫と云ふやうに、分家が七つも、八つもあり、此又分

天皇即民
族長

家の家族が相應にあつた。故に古への一家は、今日の如く一夫婦若くは、二夫婦子孫のやうなものでなく、多きは百名以上の家族を有し、少きも五六十名を有して居つた。族長は、其うした幾つもの小氏の集りの總長であつた。此總氏長は幼くても、正嫡の男子に限つたものだ。此意味を轉じてみると、天皇も、亦皇族を率ゐ、又各姓の氏族を率ゐる國家の大氏族長であつた如く、血屬國家、血屬政治、血族社會、血族生活、君民同治的國家であつた。然るに、此君民同治國家の下に、最早此時代から、水平線以下の民族が多かつた。

當時の百姓は、農民や、國民の意味でなくて、百の族姓の意味であつた。故に眞に國民とか、民衆とか云ふ意味の文字を求めば、其れは黎民である。此黎民は天下の民であるが、當時は、別に天下の民でない私有

黎民即天
下の民

私有民

民があつた。天皇の私有民、各氏族の私有民、其れを皆部曲とくべと稱した。部曲は其氏族と、血統上の關係はないが、兎に角其れに隸屬して、種々の勞役に服した。例へば、野見宿禰が、出雲の土師部一百人を喚よして、人馬を製作した時でも、天皇は宿禰の功を賞揚して、土部ノ職に任じ、本姓を土部ノ臣と改め、その時土師一百人は、そのまゝ宿禰の私有民になり、土部の部曲になつた。氏族が大きければ、大きい程部曲が多かつた。

天皇の民

斯様に、天皇の民は天皇の民で別なるが如く、臣下の民は、臣下の民として別であつて、各名を名乗る事は出来ても、姓を名乗る事が出来ぬ。そして又永久に、同一部曲の生活を續けた。つまり家來であると共に、其領民であり、其下僕であつた。要するに、此等は、當年の一水平民族

とみるべきものであらう。

六六

次に、家人部と云ふものがある。俘虜、又は犯罪者から成る奴隸であつて、部曲よりは、一層水平線以下の待遇をうけた。

應神天皇の九年、武内宿禰民情視察の爲筑紫にゆきし留學中、其弟美甘内宿禰、兄を讒言し、筑紫を裂き、三韓に興ふる密謀ありと告訴した。すると、壹岐の直真根子といふもの、宿禰が罪なくて讒に遭へるを悲み、自ら其れに代つて自殺した。程なく宿禰も、筑紫から都に入り、仔細に無罪の釋明に及んだ。依つて天皇は、兄弟を對決せしむべく、磯城ノ川濱に於て、神祇に誓ふ處の、探湯をさせた。果せる哉、兄宿禰の主張が通つた。兄は横刀を揮つて、弟を殺さんとしたが、勅命に依り、讒人弟宿禰は、紀伊ノ直の祖に賜はり、永く其私有民——家人部になつた。

御名代の民

天皇皇族には、別に、御名代の民がある。御名代の理由は、天皇、皇子、皇妃に子なき時、其名の後世に傳はらぬ怖れある故、民部と云ふものを置き、其れに天皇の名、皇子の名、皇妃の名を負はせた事がある。即ち景行天皇の皇子、日本武尊に子なきが爲、武部を置き、其れを子代の民と稱した。又垂仁天皇の皇子、伊登志和氣王子なき故、其子代として、伊登志部を定め、仁徳天皇は、磐之媛皇后の御名代として、葛城部を置き、允恭天皇は、皇子木梨輕、皇后忍阪大中ッ姫及、土井ノ中姫の爲、輕部、刑部、阿部を置いた。即ち、此等の子代御名代の民は、所在を耕作し、或は舍人になり、膳夫になり、鞆負になりて、天皇奉仕をする事に於て、他の部曲と異ならぬ。しかし其待遇は、水平線以下であつた。

水平線の民族は、唯り以上にとどまらず、尙犯罪者の私有民を、贖罪の爲漫收せる時の民族があり、三韓交通と共に、其れより同化（水平族化せる歸化人参照）して、低級なる生活を爲す者もあり、水平線下の生活者は、年を逐うて増加した。

しかし時代は、いつ迄も、民族制度の存在を許さなかつた。三韓に交通し、其文化をうけ、儒教、佛教交々來つて、印度、支那の文化をうけし我國は、國情が著しく變つて來た。いひ換へれば國家の組織、社會制度の改造、此他一切者の改造機運が迫つて居つた。孝徳天皇は、其改造的大なる新人であつた。前期の政治が、印度式、佛教的なるに反し、今期の政治は支那式、儒教的に近かつた。所謂唐制模倣時代である。政務の樞機にも、洋行歸りのハイカラ、新智識が參與して、其れを中臣ノ鎌

足や、蘇我ノ臣倉山田石川麿や、阿部ノ内麿等が、天皇と共に続べた。

二年の改新令は、先づ天皇の有する水平民族たる子代の民、御名代の民、大小民族の有する部曲民、及臣、連等の有する田莊所有を罷めた。同時に食封を丈夫以上に賜ひ、官人及百姓に布帛を賜ひ、皇太子の如きも、先づ其入部と、屯倉を廢して、諸臣の範を示した。かくてさしもに、鞏固なりし『骨の制度』は亡び、天皇の民も、氏族の民もなくなり、更に民も、氏族も皆天皇に直隸し、改めて封戸を興へ、封戸の四祖と、調庸とを賜つた。

又人物採用上にも、舊格に據らず、功勞と、才能を考へ、よく其家が家柄でなくても、實力ある新人あれば、それをぐんぐん拔擢した。臣列から一躍して右大臣になる者があり、連列から一足飛びに内大臣になる

平等即人間

者があり、血統尊卑上下の順序が、單に社會交際の事のみ存じた。こゝに於てか、國家にも、社會にも、門地を誇る無能者の跳梁する餘地を滅し、人物本位の觀念、平等即人間と云ふ觀念が生じた。かくて天皇及天皇を繞る皇族を除きては、公權上氏族は同一のものになつた。其處に公私の區別があり、表裏の區別があり、尙未だ徹底的に、解決しえざるものがあつた。子弟、妻妾、奴婢對、家長の關係がそれだ。

聖武天皇の四年七月には、負債の利を收る事なきやうにとの禁令が出た。つまり負債辨償の爲、奴隸になつて勞役する事を止めよと云ふ命令も含んで居つた。

同五年三月には、人身賣買の禁令が出た。即ち兄の爲に賣られたるものを、良民の群に還す事、父母の爲に賣られたるものを、負債の爲に役

人身賣買の禁令

水平社族の一大恩人

せらるゝ者を解放する事等が、此禁令の主要目的である。尙天皇は、之より先、下毛野ノ縣臣子磨が、奴隸六百を解放せんといへる、奏請を聽してゐる。さうして、又己に解放したる奴隸を、再び我奴隸なりといはしめざる法令を布いた。同十一年には、此解放して、良民の群に入りしものと、己むを得ず、依然賤民の群に居る者を識別する爲、良民には黄衣を、賤民には、皂衣を纏はしめた。要するに、天皇は人權擁護者であり、民衆保護者であると共に水平民族の、一大恩人であつた。時代思潮已に此の上も、下も、悉く改造思想に同化した爲か、文武天皇は、即位すると共に、化石のやうな古い因襲を破つて、藤原不比の女宮子媛を夫人とした。臣下の女を容れて夫人とせる事は、殆んど前例のない事だから、いささか天下に遠慮して、皇后といはず、藤原夫人といはせた。

前例のない立證

之を土地制度に見れば均分主義、平等主義、人生れて六才なれば、男は田地二段、女は其二分ノ一、所謂口分田といふものを與へられ、一生涯耕作の特權があつた。死生の異同を知る必要上、六年間に一度班田を行つた。觀やうによつては、一種の社會主義である、其社會主義が、もう此の時代に於ける天皇政治の下に行れたと云ふのが面白い。大地主もない、小作人もない、萬人平等の勞作と、土地の平均所有には勞資不協調の憾もなければ、小作爭議もなかつた。斯様に奴隸を解放したり、無爲の人物を、突然重用して、國政を委せたりする時代丈に、水平民族の生活は、かなり緩和された。

奈良朝の七十年、平安朝の四百年、其れは大平公卿政治、藤原文化であつて、天皇政治でもなければ、天皇文化でもなかつた。何事にも、貴

族主義が尙ばれ、何事にも中央本位が尙ばれ、地方在任の大官や、藤原氏以外の人物には、共に齡するものすらなかつた。佛教の如きものすら、奈良朝時代には、非常に貴族的であつた。しかし之のみは、桓武天皇の英斷と共に、平安朝に入り、頗る民衆的になり、實際的になり、台閣的より、山林的になつた。天台の傳教大師、眞言の弘法大師は、則ち佛教民衆化の急先鋒であつたけれど、平安朝の末期頃には、念佛宗の空世上人の如き、淨土宗の法然上人、淨土眞宗の親鸞といふやうな、更に／＼平民的の宗教家が現れて、むしろ水平線以下の人々の爲に、法を説いた。其處へ紀綱が弛んで、地方に戦亂が生じる、帝都の中央を、白晝盜賊が横行する、眞に實力ある武家武門の時代がそろ／＼近づいて來た。

天皇政治から公卿政治へ、公卿政治から、今將に武門政治へ移る、過

渡期が到来した。即ち是れ地下の水平運動であり、多年壓迫されつゝありし、地方人の、大舉せる擡頭であつた。

八 史上の水平運動 其二

特別製の人間扱ひ——武士は賤人——家人は賤民——尊賤は人間の實力問題——武士は藤原氏の盜賊驅逐掛——海賊狩で浮び出した平家——賤民の長源氏——頼朝の水平運動

武士が政權を握つてから、武士は頭を擡げ出した。さうして四民の上に位する特別製の人間扱ひをうけたけれど、武士の由來、侍——さむらひの由來を調べてみると、さむらひは、其實『給侍』であつて、身分の卑しいものである。即ち上から貴人や、老人待遇の意味で賜はると、貴人や、老人は、其れを左右に侍らせおいて使役した。大寶令にも、八十才

特別製の
人間扱ひ

以上、篤疾——不具者、發狂者の如きものには、政府から侍一人下さる。九十才以上には二人、百才以上に五人と云ふ定めがあつた。其侍が、後には武藝を習ひ、腕力を練つて、主人を護衛するやうになつた。

蘇我入鹿が專權横恣の限りを盡せる頃、四方に政敵の多い彼れは、身邊を護衛さすべく、建てた甘櫛ヶ岡の邸に、兵士をおいて守らしめた。其れが健人、東方僮從者といつて、東國の武士團である。

又聖武天皇は、東國人を以て禁衛隊を組織し、之を孝謙天皇に授けた、其勅にも『朕が、東人に太刀を授けて侍はしむるは、汝の近き護りとして、護らしめんと思ひてなり』とあるが、同じく是れ侍ひであり、後の武士である。元は清和天皇の皇胤でも、何でも、源家の祖と仰がれる、六孫王經基も武士なれば、桓武天皇の後胤たる平家の祖先も武士である。

武士は賤

武士以外に、家人と云ふものがあつた。當時の法律では、立派に賤民の部であつて、普通の良民——普通人民と結婚の出来ぬ身分であつたけれど、主人の立身出世と共に、侍や、家人にも勢力が出来て、平安朝時代の如きには、源平二氏の堂々たる武士迄が、攝政關白の家人と稱し、其主の威光を藉り、巾を利したものだ。皇孫の出である平將門ですら、矢張り藤原氏の家人を以て任せる時代があつた。徳川時代には、之を御家人けにんと稱し、多くは幕府直參の士を、左様に稱呼したものだ。とに角、武士が權力をうると共に、曾て賤民部落のものでありし、侍——武士——家人が、次第に豪くなつて、何人も賤民扱ひをせなくなつた。此賤民の出である頼朝の全盛には、中原親能とか、三善廉信といふ公卿の人々が、此賤民群の大首領の爲に、其長所を捧げたものだ。恚うなつて來ると、賤

家人は賤

尊賤は人間
の實力
問題

しいか、尊いとかと云ふ事は、人間の實力問題になつて來る。實力あれば、歴史も因襲をも覆して汚名を消し、實力なければ、其まゝ壓迫されて、屈從生活のまゝ推移する。

藤原氏の政權は、永い間續いた。而かも其政權——政治は、民衆の爲の政治でなくて、藤原氏其れ自身榮華の爲であつた。京都には文化の華が咲いた、詩歌管弦の遊びが闌でも、京都には太平の夢が續いて、才子と、佳人と、色摺衣美々しく装ふて歡樂の限りを盡しても、洛外系の地に及べば、其文化は餘りに貧弱であつて、とり分け地方々々の文化と、京都とは没交渉であつた。莊園の亂脈、地方官の私曲、群盜の横行、行はれざる命令、此間に在つて、唯り、實力を養ひつゝ、且つ時の到るを待つものがある。其れが武門武士である。

武士は藤原氏の盗賊驅逐掛

藤原實資の『小古記』に『洛中も阪東に異らず、縣憲誰人が憑まんや』と京都市内の物騒千萬な事を傳へて居る。洛外にゆく公卿の如きは、必ず一二名の武士を警護の爲に引連れた。藤原氏は武人の棟梁を招いて、そして萬一の變に備へた。戰亂の爲の武士が、恚うして盜賊驅逐掛などの變態任務に就いた。絶えず水平運動の志を有する武人も、巧みに藤原氏の權勢を利用して、榮達の機會を窺つた、經基の子、多田ノ滿仲の如き、源家正嫡の武將でも、其爪牙になつて甘んじた。滿仲の子、賴光は、藤原兼家の、二條京極新築落成宴に際し、馬三十匹を贈り、又道長の新築落成には、善盡し、美盡せる家財調度——二十帖の屏風と、二十臺の几帳と、夏冬の裝束と、家中の雜具一切を贈つた。彼等の水平運動熱は、かゝる陋手段も厭はずに行つた。つまり實力餘りあるも、未だく藤原

氏の眼から見たる、源家は一賤者であつた傳説には、源賴光が、四天王の勇士を引連れ、丹波の大江山に酒顛童子を退治たとあるが、觀かたによつては、藤原氏の爲の盜賊狩である。

一方同一武人の平家は如何にと觀るに、平貞盛の子孫は、天慶の亂後、大に源家に凌駕された。貞盛の孫直方の檢非違使は、意外の榮達であつたが、同族平忠常の亂に對つて、二年間もかゝり其平定が出来ず不評なるに引かへ、之に代つた源賴信は、非常に面目を施した。其後の平氏が、如何にして擡頭し、又如何にして榮達したかといへば、是れ又海賊狩の勳功によつてである。源氏が山賊狩をなせるに對し、平氏の海賊狩は如何にも面白い對照といはねばならぬ。

其盜賊狩のみに従事しつゝありし源氏も、平忠常の亂を平らげ、前九

海賊狩で浮び出した平家

年、後三年の役に従つて、眞純の戦争をなし以來、關東の男兒が、皆其家人として従屬した。つまり、前後十二年間も、戰陣の間に、生死を共にした關係が、遂に放れ難き、主従關係を生んだ。之を京搢の輕薄なる、袴袴公子に較ぶれば、極めて平民的であり、其上門地があり、其上勇武であり、智略があり、下情に通じて、人に推服さるゝ徳がある。一つには、藤原政治の專横に對する反感もあつたらう。つまり藤原氏に代つて、よく地方を理解して呉れる——其れが源氏の武人である。さてこそ、彼等は、一齊に仰いで、其家人たる事を欲したのだ。

京師にあれば、藤原氏の轅門に拜跪して、其爪牙を以て甘んずる源氏——侍——賤民の長も、一旦將軍として、笹籠膽の旗風に靡かせば、名門の流れ、武門の棟梁を以て敬れた。斯様にして、源氏は、武門の崛起

賤民の長
——源氏

の端を啓いたけれど、悲しい哉、頼義、茂家以降人材を缺き、一寸不振であつた時、平正盛——忠盛が白河法皇の寵をうけて擡頭した。次第に源氏の勢力を壓した、清盛に至つては、權勢の絶頂を極めた。さうして源氏の勢力を、京都から驅逐し盡した迄はいゝが、此平家武士の水平運動は、餘りにのぼりつめ過ぎて、不所存にも、藤原氏の轍を踏み、武士の分を忘れて、貴族政治を布いた。地方人は、民衆は藤原氏に代つて、又第二の藤原氏を迎へたやうな感を抱いた。けれども、此榮華生活は一時であつた。根強い源氏の關東中心の實力は、更に又流人源頼朝によつて力を伸し、さうして又水平運動を試みた。石橋の山の戰、富士川の對陣、屋島壇ノ浦の戰は、頼朝の水平運動たると共に、源氏系統の侍の水平運動であつた。平氏は侍から出て、侍の分を忘れたが、源氏は飽く迄

頼朝の水
平運動

忘れなかつた。清盛は京都にゐて、太政大臣の手盛をしたが、頼朝は、關東の田舎鎌倉にゐて、自ら求めた官なるに拘らず、右大臣であつた。此頼朝の水平運動は、慥に賤民——侍——武士の價を高からしめた。高からしめたと共に、爾來四民の上に崇められた。つまり都會の公卿の行つた政治を、地方の武士が扱ふ事になつたのだ。水平運動の効果も、こゝ迄達すれば申分がない。

爾來室町時代、安土、桃山時代を通じて、江戸時代に至る迄、頼朝の拵へた『武士の型』と、精神の傳つた處に、頼朝の偉大さが存してゐる。此點に於て、頼朝は、武士を向上せしめた恩人、實力の前には何ものもないと云ふ實證を示した人と云ふ事になる。

鎌倉の武家政治以後、明治時代迄、我國には種々なる内亂があつた。

其大半は、武士對武士の戦亂であつて、要は勢力競争の結果であつて、純なる武士の水平運動とは見做され難い。

九 史上の水平民族 其三

阪上田村鷹は歸化人の末——西行法師は蝦夷人系——僧侶の水平運動——戦争成金の輩出——浪人と貧乏——公卿の聯盟——更正一新々人の奮起

昔は、其先祖が朝鮮の歸化人でも、支那の歸化人でも、若くは蝦夷人の子孫でも、先住民の子孫でも、人の忌む業に従事した人の子孫でも、實力ある處、其處に權力あり、其又權力を利用する人物があつて、而かも、社會の改造される都度毎に、其うした社會出身の新人が採用された。一方に血統を尙び、門地を争ふ事はしても、他面に其記録^{レコード}破りを敢てし

阪上田村
磨は歸化
人の末
西行法師
は蝦夷人
系

た。つまり戦争とか、改造とか云ふ時代に出會したものが、巧みに其機會を利用すれば、地位顛倒が出来た。藤原全盛時代に、宇多天皇が、菅原道實を、儒門に抜きて、右大臣たらしめたる如きも、桓武天皇が歸化人、阿智使主の後なる阪上田村磨を鎮守府將軍にせるも、阿倍の貞任、宗任、藤原清則、藤原清衡の如き蝦夷出身の人物が認められた事も、西行法師の如き歌人、佐藤忠信兄弟の如き勇士が同じ蝦夷人系統である事も皆一種の門閥打破であつた。平安朝時代の如き、貴族思想萬能の時ですら『隼人は良人也』と明示する程、理解ある思想もあつた。

武門政治行はれ、一切は篤明直截の喜ばれたる鎌倉時代は、兎に角、水平線以下の人物が、風雲に乗じて其れど地位を占めた。南北朝時代に至つては、戦亂益々繁く、公卿よりは武士——實力と云ふ事になつた

今迄地に壓せられて居た、自由を失つてゐた者も、皆武士になるべく、戦亂に参加して活動した。之と反對に、門地ある、血統正しき人々も、一度戦敗者たれば、影を潜めて、山林に遁逃し、其處で残年を送つたものもあれば、或は一時賤民の群に入りて危険を免れ、さうして其ま、賤民生活を續けた者もある。楠氏、新田氏の族にも、之があるらしい。

室町時代は、鎌倉時代よりも、一層武士が巾を利かせた時代丈に、所謂成り上り者が、巾を利かせた時代丈に、次第に奴隸、賤民の群を解放し、又さまで毛嫌せぬやうになつて、天下の浮浪人でも、一朝志を得れば、堂々たる武士になり、一城の主になりえた。

殊に應仁、文明以後、戦國亂離の時代には、鎌倉以來の名門の倒れたものがあり、到る處に、新しい大名、小名が勃興した。士民、非人も實

僧侶の水
平運動

力だにあれば、守護、國司になりうる時代故、貴賤の區別等は、餘り重きをおかれなかつた。僧侶は僧侶で、平安朝末期の山法師の如く、水平運動を起して、武士に對抗し、さうして自衛の途を講じつゝ、宗義宣傳をやつた。一向一揆の如きは、則ち其適切なる實例といつてよい。秀吉は尾張中村の一賤民ではないか、蜂須賀正勝は、山賊の張本でないか、福島正則や、加藤清正や、石田三成や、小西行長等は、皆微賤論するに足るなき出身でないか。即ち戰爭成金の輩出せる時代、政治的新成功者が、肩頭で風を斫る時代である。一能あり、一技あり、群を抜くものなれば、必ず天下に認められた。故らなる水平運動はしなくも、座して不平を嘆ぶよりも、進んで活躍せば、自づと水平線に達しうる時代は痛快でないか。

戰爭成金
の輩出

しかし、かくても尙落伍者はあつた、風雲に乗じえぬものがあつた。其等は、依然下積みの生活を續けた。さうして平和政治の、徳川時代迄、明治維新前後、其等の子孫は、賢明でも、有能でも、秀才でも、祖先の所謂しきたりを繼承して、天下の下層民として泣いた。其れが、今の水平社族である。

つまり平和の時代、秩序の定つた時代、戦亂のやうな、不遇者の羽を伸す時のない時代は、如何にしても、其境地を脱しえられない。其又地位の變更を許さぬから、永久に世外の民として扱はれた。戦争——改造は、矢張り、人間を入れかへるべく、運命をとりかへる。境地を轉換すべく、又いろ／＼なる變化——革新を與へる。明治維新前後に於ける、諸藩の浪士と、多年武門の專横に泣いた、京都の貧乏公卿とは、遂に政

浪人と貧
乏公卿の
聯盟

守同盟と云ふ水平運動を起した。さうして難なく、徳川幕府を倒潰したのであるが、此事實は貧寒なる浪士と、貧寒なる青公卿の成功である。之に参加して勳功ある、吉之助や、一藏や、有朋や、俊介や、象次郎や、狂介、退助、一太郎等の輩は、皆一躍して台閣の人になつた。處が此台閣關係者や、其子孫の政治が、今日亦、水平社族をして、水平運動を起さしむべく、彼等の貴族臭が漲り過ぎた。水を飲んで、源を思ふ。何人でも、何事でも、昔を忘れてはいけない。

處へ、又世界戦争が生れた。其波動が、あらゆる舊物を破壊した。と同時に、更正一新、新人の奮起を促す等、一切の改造を提唱した。無産者や、水平線下の人々が、其れではと云つて、我勝ちにむく／＼起きた、さうして線迄上るか、線をとるか、此二つ一つの返答を、舊時代の

更正一新
起々人の奮

門に對つて問ねてゐる。

一〇 日本民族の氏族觀と水平族

祖先崇拜の美風——系圖書の尊重——純日本族の自衛策——血統尊重
の中毒——水平線人の自覺——新撰姓氏錄——名人運慶の人種的差別
思想——氏族觀念の閃き——偽善的因襲

全世界を見渡しても、我々日本人位氏族觀念の強いものはない。即ち、一門一家、其團結を標準としての生活は、二千有餘年前も、今日も變らない。よいにつけ、あしいにつけ、家を思ふ、一門を思ふと云ふ、利害的共同觀念は、纏がて社會愛の心になり、國家愛の心になり、其處に埒を結び繞らせて、他に對する意味がある。他を排する意味がある。小國である我國の強い所以も、國民性に、特殊の美風ある所以も、如何なる外

祖先崇拜
の美風

來思想も、所詮侵しえない所以も、要するに、此堅い氏族觀念から出發する。家の譽れ、一門の昌へ、其れも此氏族觀念から出發した。結婚上の血統調べ、由緒詮議、其れは古代から存して居て、其處に又祖先崇拜の美風がある。祖先に子孫の爲をはかる觀念あるも、子孫に祖先の名を辱めまいと云ふ觀念あるも、要は日本的共通一味の思想であつて、此思想は貴賤貧富を超越して存してゐた。

とり分け武士の名譽は、自己よりも、家門の譽れを第一とした。茲に於てか、陣頭に馬を立て、將に今敵と渡り合ふにしても、清和天皇の後胤と、其血統祖先の名を名乗り、何代の後、某の何男某と、其家系と、自己を告げて、此血統、此家系に對しても卑劣な事はせぬぞ、又相手にとつても不足はあるまいと云ふやうな態度に出でた。同一家門を譽れに

系圖書の
尊重

するとも、源平か、平氏系統以外、いや武士系統以外に、餘り恠う名乗あげぬ事を見ぬから考へても、侍ひ族、武士族の、曾て賤しい族でありし事が知れる。其ういふ次第で、武家では、とり分けて系圖を尊重し、家々に備ふる、其系圖書きなるものを、後世永久に尊重した。甚しきは、其を職業にする者をして、故らに作成させたものもある。之が後世になる程ひどい。徳川時代に至つては、殆んど其系圖が混亂して、正不正の分らぬものすらあつた。其處で『寛政重修系譜』なるものが出來、姓氏の混亂と、分脈とを示した。

此系圖の混亂は、已に上古からあつた。無論其れは朝鮮人、支那人の歸化と群居先住民子孫の繁殖等から來る、純日本族の自衛策もあつたけれど、純日本族を假裝する事の有利なるを知る、他族の不正行爲もあつ

純日本族
の自衛策

た。故に、允恭天皇は、四年詔を下して、姓氏の混亂を正すべく、味檀丘あまかしのおかに探湯瓮を据えて、手を以て其を探らしめた。其故らなるものは傷き、其正しきは傷かず、之に依つて姓氏を僞るものと、僞らざるものと分り、詐る者跡を絶つたと傳へてある。眞僞は兎に角、天皇の氏姓に對する注意はかく迄深くあつた。つまり天皇の此企ては、人智の發達に伴ふ、人心の險惡が、神裔皇孫を冒稱するものがあり、神別にして、皇別を稱するものがあり、無姓氏の徒輩が、有姓氏になつて居て、血統の純、不純が、全く分らぬやうになつたからである。

觀やうに依つては、門閥政治の弊風にも見えやう——血統尊重の中毒にも見えやうが、兎に角、姓氏もなく、素性もなく、人間の最下級者として、何等誇るべき祖先の名譽を有せぬものとしては、如何にも恚うし

血統尊重
の中毒

水平線人
の自覺

た企てをする事が否みえない。如何にかして門閥者流の間へ割り込む、如何にしてか、人間並に誇つてみたいと云ふ此人情は、眞に同情に値へする。即ち是れ、競争心、階級闘争の萌芽であり、人間としての平等觀念主張の端緒であり、又多年の壓迫から跳ね起きんとする、水平線下の人の自覺にも受取れる。

奈良朝淳仁天皇時代にも、氏族の紛亂を正すべく、撰氏族志所を設け、學者をして、氏族志編纂を企てしめた。桓武時代には、一切人に對して、本系帳を奉らしめた。然るに事未了中、天皇は崩御された。嵯峨時代にも、勘系所を設けて、諸家の系譜を調査した。これが弘仁六年に脱移したが『新撰姓氏錄』が其れである。さうして神別、皇別、臣別、歸化人系、其他と云ふやうに、祖先の血液分流のあとを、一々明細に區別した。

新撰姓氏
錄

日本民族の氏族觀と水平族

此強い氏族觀念は飽迄他族——水平族を呪つた、又水平族に累をなした。奥州の豪族藤原秀衡は、表面上藤原秀郷の後と、系圖になつて居るが、母方の血統が、安倍氏で、アイヌ系であるから、純然たる藤原系でないと言へ、京都の公卿あたりから、夷狄扱ひをうけた。即ち秀衡の先々代清衡は、俊明佛を作る時、箔の料にとて、砂金を贈つた。其れを朝廷側では、公卿側でははねつけ受けず『清衡王地を押領せしむ』云々と古事蹟にいつて居るが、王地を押領せしむに意味が存してゐる。次代の基衡が佛寺を營んだ時、其れへ掲ぐべき題額の揮毫を、入道藤原忠通に求めた處、之を賤める忠通は、どうしても與へない。其處で基衡は策を案じて手に入れやうとして遂に失敗したと、之も古事蹟に傳へて居る、又基衡は、毛越寺佛像の彫刻を、佛師運慶に頼んだ迄はいゝが、蝦夷人と

名人運慶
の人種的
差別思想

みて、運慶が非常に買つたさうだ。名人運慶にも、恚うした人種的區別思想があつた。かくて

秀衡の代になつた。鎮守府將軍は、彼れの一世一代の希望である。其之を得る迄の彼れの獵官運動には、大なる苦心と、犠牲が伴つてゐる。とにも角にも鎮守府將軍になつた。すると『奥州の夷狄秀衡鎮守府將軍に任ず、亂世の基なり』と、九條兼實の『玉葉』は筆誅した。其秀衡が、更に陸奥守に任せられし時『玉葉』は、又記して『天下之耻、何事か之に如かんや、悲むべし』といつた。

又源義家は、藤原經清を誅する時『汝先祖相傳余の家の僕たり』と責めた。安信貞任が、陸奥權守説貞の子光貞の妹を聘せんとせした、光貞は其家系を賤みて許さない之を事實上から觀れば、貞任は六郡の酋長で、

氏族觀念
の閃き

勢力權ノ守以上である。權ノ守光貞は王臣子弟の輩と云ふ丈で、當時の貞任とは比すべくもない。然るに尙且つ、しかく拒める處に、彼の氏族觀念の閃きが見える。

しかし、後世に至つては『氏よりも、育ち』と云ふ事を下世話でいつた。無論徳川時代の事ではあるが、徳川時代以前の、氏族觀念は、戦亂、改造などの爲に、打壞されても、直ぐ其後から頭を擡げ出しては、氏と姓を誇る、素性のわからぬものを卑しめる『何處の馬の骨だか、分りやしない』此一言は、血統本位、系圖本位の國民たる、立派な裏書といつてよい。

水平以下の民族が、ともすれば、此冷罵に遭ふ、此痛罵を浴せかけられる。家柄を尙び、傳統を尙び、先祖を崇拜する、思想が、自つと起ら

ざるを得ん事になる。又氏族觀念もなく、何の某と、堂々と姓を名乗りえぬものを、自然輕侮するやうな譯になる。

祖先崇拜と云ふ事は、眞純、眞美なる、我日本の良俗であり、よい傳統であり、さうして世界一切の國民に、誇りうる事柄であるけれど、いささか中毒氣味がある。一にも祖先崇拜、二にも祖先崇拜、これもよろしいにはよろしいが、系圖書を作爲して迄、祖先を誇るには當らない。此偽善的因襲が頗るわるい。

一方には、何事にも、祖先に頼る精神が生じる、祖先を標準として、祖先を又なきものに思ふやうな、祖先感溺者には、單獨的何事もなしえない。と云ふ理解が、一般的日本國民の頭にあるなれば、無下に水平族を卑んだり、己れ獨りのみ、特別製の人間なりと云ふ、顔つきは出來ぬ筈である。

偽善的因
襲

一一 日本人の潔癖性と水平族

産婦に産屋死者に喪屋——散所法師——伊豆の初島の奇習——守戸、
陵戸——特別國の國民——人賤からず職業賤し

伊邪那岐ノ命は、醜い、穢い國へいつて、醜くい穢いものを見たから、大御身の禊をするといつて、日向の小門の檍原あはきはらに行き、さうして禊をされた。而かも、此禊をされし範圍が、非常に廣く亘つてゐて、出雲の國の黄泉の國から、阿波の海峽に及び豊後の海峽に及び、次に長門の海峽に及んでゐる。

火々出見ノ命は、海神の國に到り、海神の女豊玉姫と婚した。天神の裔なる故と、威望を以て、海上にも勢力を得たから、もう歸らうとする。と『妾は已に娠んで居る。風濤荒ぶる日、妾は海の邊に出てゐますから、

産婦に産
屋死者に
喪屋

妾の爲に産室を拵へて下され』と姫が云つた。其處で命が、其通りにしてやると、鶉の羽を以て作る家が、未だ葺きもあえぬに、早くも出産をしてしまつた。かくて生れたのが、神武天皇であるが、産婦の爲に、特に産屋を作る風習と、死者の爲に、喪屋を作る慣例は、已に神代から存してゐた。

素盞ノ命は、高天原に於て、あらゆる罪を犯し、姉君天照大御神の御心に逆つた。其處で罪を審判すべく、八百萬神が、會議を開いて、公平に裁判した末に、千座ちくらの置座を脊負せて、遠く根の國へ追放した。つまり罪科消滅の意味からの祓きである。

つまり、一と二の實例の場合は、實際的汚れを祓ふ意味であるが、第三の場合のは、心の汚れを祓ふ意味である。神祇に血を忌み嫌ふ習俗も

之から出發し、汚いものに觸れ、穢れたものを扱ふを賤む習俗も之から出發し、普通人の厭ふ、破秩序的行為を、汚い行為と観る習俗も、之から出發した。故に祝詞にも、祭詞にも、太古の事を書いた條には、事毎に祓ひ給へ、清め給へといふ事を、五月蠅い程重ねて居る。

産をした婦人を、不潔物扱ひにして、ある期間其れを警戒したり、隔離したりする事實は、爾來一つの國風をなして、産婦は神様に近づけない、産婦は火を別にする、産婦は居を別にする、居を別にしえない者は、壘を揚げて、板敷の上に藁を敷いて産をする。此事實は、今も地方によつて存してゐる。又ある海岸の國では、海岸に産小屋を作つて、其處で産をさせる。其處を産所と稱し、轉じて、散所、算所なども書き、其處に住んで、其れを扱ふ人を、恚うした汚れの意味から、水平線以下に、

散所法師

普通人が見做した。京都の東寺には、昔散所法師といふ者がゐて、寺の境内の掃除、汚物の始末などをしたが、何れは産所の人を、其んな雑役に使用せる一實例とみればよい。

産について『血を忌む事から、婦人の月經を、汚れと稱して、忌み嫌ふ習俗が、今日尙存してゐる。無論神事にも與らしめず、一切に於て、清淨と、縁起を喜ぶ酒造家などでは、月經中の婦人が、若し誤つて、酒藏庫へ足一步踏み入るゝか、又醸造技手たる杜氏が、汚れた婦人に接觸した事でもあると、酒が腐るといひ傳へて居る。熱海の海岸から海上三里の沖合なる初島の漁村では、月經中の婦人を、共同隔離所へ入れ、一般住民との交通遮断の風が現存する。處によつては、月經の事を、分屋ブンヤ又は別火、小屋坊コヤンボウと稱する地方もある。いふ迄もなく、月經中の婦人を

伊豆の初
島の奇習

普通住宅から別けて、生活させる意味である。處によつては、月經中の婦人を家族の席よりも、一段低い處に座らしめ、飯櫃の飯を、直接茶碗へ盛りせぬ地方があり、他から給仕をして貰ふ期間が生じる。

ある地方では、産婦が、村端れに居る、水平社族の處へ行つて、産をしてくるものがある。之を扱つてくれる者が、矢張水平社族中に居る。さうして産をすれば、産がかかるいと云ふ迷信が、出雲のある地方にはある。其の部落の人々は、平生竹細工をしたり、萬歳などをやる、一種の村落的遊藝をやる稼人である。お産の汚いものを始末するので、常に賤民扱ひをうけて居る。

水平社族中に『しゆく』と云ふ部落がある。しゆくは則ち夙と稱し、死苦死垢と書き、又守戸と書き、一時はかなり賤民扱ひをうけた。しかし

守戸
陵

其大部分はもう解放されてゐるが、守戸は、昔の陵番人である、天皇、皇族の陵番をしたもので、かの陵戸と云ふ賤民とは、少しく異つてゐるやうだ。陵戸は、罪を犯した爲に、賤民の群に落され、社會の落伍者になつて、こゝへ墮落し來つて、容易に良民になりえぬものであるに反し、守戸——陵番人は、良民からも取つた。と云ふ半面には、陵戸生活を嫌つて、何れへか逃亡するものあり、遂に次第に陵戸世襲が減じ、此反對に、墓陵が殖えるから、持統天皇時代には、發令して、附近の良民を召し、三年交代に陵戸代理をさせた、大寶令の頃は十年交代になり、さうして、遂に永久的、世襲になり、知らずく賤民——陵戸は、全く混同されたけれど、延喜式などには、明かに、此良民——守戸と、賤民——陵戸の別を立ててゐる。

特別國の國民

一方には、年次を経ると共に、陵戸生活にも、守戸生活にも、其れなく生活難が生じて來たから、彼等は更に、別に活きるべく、所謂業務擴張をした。さうして、唯り皇陵を守つて、生活の保障をして貰ふばかりでなく、一般人の墓地管理もやれば、埋葬取扱もやれば、屍體の始末もし、火葬にも携はる掃除人夫にもなり、遊藝もやると云ふやうに、今の葬儀社のやるやうな事その他を、公然生業としたから、いよく益々、潔癖性なる、普通民衆との間に、距離が生じていつた。更に、業務擴張をやつたものは、河原者悲田野のお仲間と同じやうに、洛内洛外の固めにも、村落の警護にも、盜賊追捕にも、死刑囚の雜役にも従事したから、通常人の眼からは、全く特別國の國民の如く見えたとに相違ない。

日本は神國であり、朝廷の一大事が、神の祭りと、政治であり、所謂

人賤から
し職業賤

祭政一致であるから、その朝廷の一大事の神事に非禮であつてはいけな
い。血、及血にまつはる汚れは、一切に於て、神も、人も避けて、其れ
に携はる人も、社會から避けられた。野見の宿禰は、殉死に代ふる土偶
を拵へたばかりに、土部ノ臣の姓を與へられ、朝廷から功を賞された迄
はい、が、事葬祭に屬する關係上、潔癖性なる大宮人などからは、太し
く賤まれ通婚する者すらない。又宿禰の部下として、陵墓の事に従業す
る者も、こんな噂を氣にかけて不平を鳴らした。依て朝廷は、土師家の
葬儀取扱を免じて、其都度朝廷の役人をして執行させた。同時に、元の
貴族に列せられて、大枝朝臣になつた。此大枝が後の大江姓である。大
江匡房も之れから出た。つまり其人が賤いのもなく、其人が卑しいの
でもなく、行ふ業が賤しいから、自然其人をも卑んだものである。此職

日本人の潔癖性と水平族

業によつて貴賤の別を立てる、汚れと汚れざるによつて、尊卑分脈が分れたと云ふ處に、尊清潔的、日本人の特性が、真によく窺はれる。

此事實——此歴史に立脚して、今の水平社族に對すれば、釋然としてかの民族的疑團が、一時に氷解し去るのである。さうして、相互の共同祖先である事が知れる。

一一 佛教に誤られたる民族

神代已に肉食の俗あり——聖德太子は牛乳の愛飲家——鹿を食ふ者參
内不可——穢れた思想の持主——除外例に生活する人——水平族の敵
佛教の殺生戒

明治前後の外來文化は、我國にさまざまなるものを齎した。就中、人間生活に對する、直接文化——例へば、衣食住に關する、歐米式を輸入

神代已に
肉食の俗
あり

した事に於て、他の何ものよりも著しい。毛織物を着て、靴を穿き、帽子を戴き、牛乳を飲み、肉を喫し、パンを喰ふ。唯パンのみが穀類であるのみ、他は皆獸類の副産物でないものはない。果然彼等に對して、毛唐人と云ふ稱呼が起り、氈毛の民碧眼奴と云ふ侮蔑語が生じ、進んで其文化に浴する者すら、心私に彼等に夷狄扱ひをしたのである。さうして牛乳も、牛肉も、羊肉も、皆西洋傳來のもの位に解してゐた。處が焉んぞ知らん。神代已に肉食の風があり、東征の神武の軍隊は、牛鍋をついて、大に戦勝の酒に酔つた事實がある。又大國主命にも、勞役者の勞を慰すべく、肉を煮る酒を與へたと云ふ史實がある。雄略天皇が吉野に狩して、大に禽獸を獲、其場で肉中心の饗宴を開いた事實もある。攝津の猪名部佐伯部が、仁德天皇寵愛の鹿を殺して御贄にし、天皇の怒りに

佛教に誤られたる民族

聖德太子
は牛乳の
愛飲家

觸れた事實もある等、至尊の供御に、よく獸肉を上つたものだ。故に肉を扱ふ部族として、しむとく穴人部と云ふ部族があつた。聖德太子は、當時ハイカラ貴族であつて、牛乳の常飲家であつた。又太子は天皇を奉じて田獵を行つた。しかし名を、藥草をとる爲の藥獵といつたのは、佛教宣傳の大家丈に、所謂磐若湯の故智を學んだものだ。故に萬葉集などにも『藥獵に鹿を捕り、其肉を膾にし云々と傳へてゐる。延喜式には、諸節の供御料として、鹿、兎、猪、犬等の名が載つて居り、近江の國は、元日に猪鹿を副進すと書いてある。又同十二年の太政官官符にも、近江の國から、鹿、兎を、御贄に奉つた事が見えてゐる。一方には、肉食の目的上、家猪を飼つた。播摩風土記に『猪飼野で、日向肥人朝戸民が豚を飼つた』といふ事が載つて居り、難波に東猪飼津の名ありし事は、已に仁德天皇の

條にある。伊勢の桑名の猪飼、常陸の井貝、何れも、當時猪飼せる名殘ではないか。

天武天皇が、牛馬犬猿鶏の肉を禁じたのは、人間に功多き家禽、最も人に近い動物を殺生するに忍びすと云ふ、思召からであつて、決して絶對禁ではなかつたらしい。其證據には、天皇自身遊獵して又鹿、兎、狸、兔、豚などの肉を食ふ事を、別に禁じなかつた。持統天皇の三年には、攝津の武庫の沿海、紀伊有田郡那耆野、伊賀の伊賀郡内野の漁獵を禁止したが、之も一地方を限つた禁令で、決して肉食すべからずの絶對禁でなかつた。しかし、此一部禁が、次第々々に、絶對禁令の因をなし、大江匡房時代には、鹿を喰ふもの、當日參内す可らずと云ふやうになり、猪鹿肉に代ふるに、雉肉を以てした。之に依つてみるも、尙且食す者が、

鹿を食ふ
者參内不
可

佛教に誤られたる民族

當時の公卿仲間にあつた事が分る。今昔物語には、公然牛馬の肉を食した餌取法師のやうなものがあり、源頼朝時代の富士の卷狩を見ても、其獲物を飽食した事の想像がつく。海入藻介には、後村上天皇が、四足の物を憚らせ給はぬ事を傳へてある等、公然禁じたものでも、内々では食してゐた事が知れる。

然るに、平安朝の初期に當り、佛教の實際化、佛教の生活化を考へ出せる弘法大師が、加持祈禱に重きをおく、眞言秘密の教義を振り翳して兩部習合神道——本地垂迹論を唱ふるに對し、傳教大師が、同じく、皇城鎮護、山王一實神道論を以て、佛教の日本化、神道化をいひ出して以來、神佛混淆の時代が生じた、かくて敬神思想と、崇拜思想が交錯して、日本固有の敬神思想が、むしろ佛教の下積になつた。つまり此兩大教家

の遣り口は、宣傳の方便として、支那、印度式佛教の日本化を考へて、神も、佛も、もとく一つのものだと言ふ事をいひ出したものだ。而かも此思想、此宣傳が奏効して、神佛混合の思想は久しい間日本全國を風靡した。

其處で、肉食を、神も忌むと云ふ事になり、神に對し、佛に對し、肉食は非禮であり、穢れた思想の持主と云ふ事になつた。さうして、依然尙肉食しつゝある在來の人を、互に賤み合ふ習俗が生じた。賀茂の社の如きは、曾て久しい間、鳥獸を社前に奉獻したものであるが、仁明の朝以來、絶對に鳥獸を近づけぬ事になつた。此神社のみは、眞純なる日本の神社として、毫も佛臭い處のないを特色としたのであるが、矢張り流行には敵し難く、遂に神宮寺をすら設け、佛教に近づいた程故、鳥獸の

穢れた思想の持主

奉獻禁忌も、恐らく佛教かぶれをした爲である。春日神社でも、承和八年に狩獵を禁じ、賀茂では十年に禁制を公示したに拘らず、大分此犯罪者があつた。其れが、だん／＼減じて來て、神に對して肉食を語り、狩獵を論ずるすら、罪惡の如く思はれて來た。しかし、穢多であり、特別民衆であれば、其れを專業にしても、其れを食しても構はない。又社會の需要供給上、獸の皮を剥いて鎧を作るとか、その武具を拵へるとか、生活具を作るとか云ふ、人々の職業迄奪ふ事は出來ぬから、此等には除外例を設けて、一向に咎めぬ事にしておいた。その代り、此除外例に生活する者なるが故に、此汚れを敢てして迄、他に嫌厭されて迄生活する者なるが故に、其人——其部族を賤んだ。人外の人として、普通人の交りせぬ迄に卑めた。

除外例に
生活する
人

水平社族
の敵佛敎
の殺生戒

日本固有の神社が、血の穢れを忌みて、自然に穢ある者が、自ら遠慮して、近づかぬ思想は、先づよいとしても、其れをよい口實にして、これと結びつけて、殺生する者、屠る者は血を扱ふ者であり、穢れたものであり、人間ならぬものであり、人間の交りをなしえざるものなりと云ふ思想を抱かしたものは、實に佛教の殺生戒であつた。而かも、佛教の殺生戒は、此爲に、多くの犯罪人を作り、又多くの偽善者を作り、とり分けて、多くの水平社族を作つた。若し、佛教思想にして、かく迄嚴重に、殺生戒を宣傳し、又殺生戒を金科玉條視せざれば、水平社の人々が、今日水平運動をするやうな事がなかつたかも知れぬ。

水平社族が、水平線以下の民として、長く列外に排斥されてゐた原因中には、佛教思想に誤まれた以外に、尙二三の原因はあらうけれど、

佛教に誤られたる民族

其重なる原因は、佛教に依て生じて居る。其れにも拘らず、水平社族が、最も力強き佛教の擁護者であり、又佛教の隨喜者であるなどは、實に皮肉極まる對照といつてよい。

一三三 史上の賤民別

一 賤民としての屠殺業

主鷹司の餌取——穢多即細工——非人以上の屠者——日蓮上人は屠者の子也

昔の朝廷には、主鷹司があつた。いふ迄もなく、鷹を放つて、獵をなし、又さうした狩獵を行つて、天子に奉る魚獸を捕つた役所と、其官職である。殺生戒を振り翳す、佛教全盛時代は、頗る巾の利かぬものであつた。故に設けたり、廢したり、さうして遂に廢止されてしまつた。つまり今

主鷹司の餌取

なれば、宮内省の主獵局に當り、又主獵官に當るものだ、其役所に餌取まとりと云ふ者が居て、其事に當つた。徳川時代なれば、鷹匠相當のものが、鷹や、犬に食べさせる餌を取つた意味の命名であるが、今日は、餌取、即ち屠者、屠者即ち穢多——賤民と云ふやうに、考へて居るものが多い。餌取まとりは、上代の所謂雜戶（後に此説明をなせる項がある）から出たものであり、眞の賤民とは、全く異なるものである。職を失つたり、其職が餘り世間から喜ばれぬ結果、兎角に自尊心もなくなり、向上心も失せ、遂に慣れた業務を、だんく下へくと下つて、屠者の群に入つた。近代に入つて、屠殺者と、家畜を飼ふ者と、狩獵をする者は、自然分れて各々分業専門になつたけれど、曾ては屠者即ち獵師で、獸鳥類を捕へると共に、屠殺も割肉も兼ねて居つた。家畜を屠る事は、猪飼がやり、牛

穢多即細工

馬殺生禁令後、牛馬の自然斃死は、之を屠者が引受けて、肉を割き、皮を剥ぎ、肉を食し、其上其等の細工もの皮細工を世間に供給した。故に古へは、穢多を指して『細工』ともいつた。實は細工人の意味である。現に若狭には、細工村といつて、皮細工をなす者の住んだ残がある。然るに獸鳥の生皮を剥ぎ、肉を割き、血に穢れるから穢多、穢れ多しと云ふ稱呼をつけられたが、穢多は、其實皮細工を爲す人の意味でなくして、御輿舁をやり、井戸掘をやる人の稱呼であつたやうだ。

非人以上の屠者

さうして、其一番しまひの頃に、皮細工人と、河原者と、非人の三つの者が合して、其れを穢多と呼ぶ時代が來つたが、此以前迄は、屠者は、飽く迄屠者として存して居つた。無論賤民ではあつたが、鎧作り、鞆作り、鞍作りと云ふやうに、武士の必要具を造る材料供給の關係上、非人

以上には見られて居たやうだ。

日蓮上人は屠者の子也

日蓮宗の開祖日蓮上人は、自ら其文中に『我は旃多羅の子也』といつて居るが、此旃多羅が屠者であり、漁師である。然るに、斯く公言して憚らず、かく公言して偽らざる處に、上人の上人たる所以が存してゐる。兎に角、上人程のものを、其職業者の群から出した事が、屠者の譽れと云ふよりも、如何なる屠者にも、上人程の見識があつて欲しく思ふ。

中世以後、肉食に穢れあり、肉を屠る者に穢れ多しと云ふ、佛教的思想の見地から、遂に『穢多』と云ふ稱呼を以て、呼ばるゝに至つた屠者に對しては、眞に同情の値へがある。

二 賤民としての僧侶

一人出家九族天に生ず——卑まるる僧侶——水平族の信仰心——水平族と眞宗の僧侶——所謂穢多寺

釋尊は乞食の首唱者であり、樹下石上生活の提唱者であつた。後世の佛教徒は、皆其れに倣つた。時に又除外例があり、金襴の衣、玉麝、水晶の珠數、嚴しき殿堂裡の僧侶もあつた。つまり貴族的のものがあつた。平民的のものがあつた。釋尊は後者であつた。釋尊の聖を以てして、尙且つ雲水生活をなすと云ふのに、釋尊以下のもの、温袍生活は、少からず吾人を惑はしめる。

關西と、九州では、名門名族の者が、厭世の末出家して佛門に入るものが多いが、關東では、罪人關係者、世間に申譯のない事をしたもの、

一人出家
九族天に
生ず

若くは、現世に望みのない者が出家する。甚しきは、生活に窮する貧者の子が、寺院の徒弟になつて、兩親の生活苦を、幾分でも輕減する。故に前者の場合には、一人出家すれば、九族天に生ずであるが、後者の場合は、人間が生活苦を減する爲と云ふ事になる。其れにも拘らず關西と、九州には、貴族的の淨土眞宗榮え、關東地方には、平民的の、貧乏宗教たる禪、法華などが信仰される。随つて關東には乞食坊主が多い。釋尊の故智に倣つて托鉢すると云ふよりも、生活の爲の托鉢が多い。之に反して本願寺は、座らにして淨財の喜捨がある。本願寺系の僧侶に、婚嫁希望者はあるが、此以外の宗派系者への婚嫁希望者は甚だ少い。關東あたりでは、僧侶の妻になるものが、碌なものでないとされる。然らざれば、身分の賤しいものなりと思はれる。關西は之と反對のやうだ。此處

らからも、亦貴賤差別論が生じる。

現代に於てこそ、僧侶は尊敬を受け、多少待遇されるやうに變つたが、社會から特殊扱ひをうけた事に於て、さまで水平社族と相違がない、一つには、他のいやがる、死人を扱つたり、其死人を葬つた墓地近くに寺院があり、多く死者に依て生活する事に於て、墓陵守り、穩坊等と、さまで距離のない點から、忌み、穢れを嫌ふ、潔癖性の國俗が、古くから僧侶を賤んだ。

しかし、一般人から、穢れ多しとして、忌み嫌はれたる水平社族は、却つて此賤しい僧侶、此賤しい僧侶の宰る寺院へ近づいた。さうして眞宗の金ピカで輝く寺院へ參詣しては、極樂淨土を欣求した。如何に其日の生活に逐はれるものでも、所謂御本山への志納金は怠らぬ。ある耶蘇

卑まるる
僧侶

水平族の
信仰心

教の牧師が、越後から、はる／＼百金を腰にして、本山へお参りする水平社族の老婆に對つて、折角丹精して溜めた金を、本山へ納めた處で、門跡様の御手に渡らぬうち、中間の役僧達の間で、消えてなくなつたらどうすると問いた處『なくなつたら、何度でも、お手に届く迄持参いたしますわ』と答へたさうであるが、實際此の如く、水平社族の人々が、眞宗に歸依して、隨喜渴仰する状は、熱烈で、誠實で、實に想像以外である。所謂世間から忌まれる職業を行ひ、世間から特殊扱ひをうければ受くる程、現世から、來世へ、暗黒から光明へと云ふやうに、眞宗門に對つて、彼等は、驀然に進んだ。處が、其進む目標寺院——僧侶が、亦社會の賤人扱ひをうける事に於て、關東は關西よりもひどい。而かも歴史的に溯れば、佛教の殺生戒、穢れを賤しとせる、彼等にとつての仇敵

だから面白い。

しかし、僧侶に對して、賤人扱ひをなすものは、無智者の群に多い。有識階級者は、常に普通人以上に彼等を眺めた。一つには文字の修養あるに因してゐる。故に、其大に非賤人振るものは、青屋を檀那に有つ事を賤んだ。青屋は藍屋であり、又青屋大工であり、獸鳥の血液からとる色素で、布帛を染めたから忌れたと云ふ説があり、牢獄を作る大工だから嫌はれたと云ふ説がある。その青屋を檀家にするのが、寺院の不名譽であると云はれし時代がある。然るに、其青屋でも、穢多でも、非人でも、屠者でも、一樣に平等に教化したのが、浄土眞宗の僧侶達であつたのだ。彼等としては、此平等の扱ひ、此一樣なる待遇がうれしいのだ。かくて初めて、水平社族と、浄土眞宗の特殊關係が生じ、眞宗にとつて

水平族と
眞宗の僧侶

の大檀那が、水平社族と云ふ事になつた。

所謂穢多
寺

處が、此處に水平社部落の寺院に住職なり、其教化に従事する理由の下に、矢張り水平社族扱ひをうける僧侶がある。彼等の縁組は、往々にして拒絶される。止むを得ず、部落民又は、部落内の寺院の其れとする。此代々重なるものが、益々賤民待遇をうける。本山へ納入金をして、ある特待をうける時でも、所詮高級者にはなりえない。つまり法主の尊貴へ近づく事に、怖れありと云ふのださうだ。こんな間違つた思想——事實は、最早今日の眞宗大本山にありうべからざるものであるが、一時はこうした事によつて、同一派の僧侶、同一派の寺院でも、水平社の部落内に在り、其教化に従事したと云ふ點から、特殊扱ひをうけたものだ。而かも世間が、その亦寺をエダ寺と稱し、寺社奉行が、エダ僧を認めて

居つたから世話がない。

観かたによつては、彼等は殉難者に近いものだ。教化の目的を以て、挺身部落の寺院に身を投せしを機會に、部落永住者の一人になりしが爲、部落民同一の待遇を、世間から受ける事になつたのは、此種の僧侶の爲、眞に悲まざるを得るのである。

と云ふやうに、僧侶も、種々の意味、地方關係により、賤人扱ひをうけたけれど、現代は、其あとかたすらもなくなつて居る。自ら進んで、水平運動する迄もなく、時代が自然に彼等を、水平線以上に引あげてくれたのだ。

三 賤民としての非人

大寶令の缺點非公民を生ず——河原者——穠多非人の稱呼——東大寺
尋常の言——賤民の自治體——車善七——非人志願者——非人足を洗
ふ法——幕府の社會政策——非人高辯

大寶令によつて、斑田法が行はれた時は、日本の國民は農民本位であつた。即ち斑田即ち政府から、田畑を貸與された者が公民であると共に、從來職業を有してゐる關係上、其れに與らざる處の者が非公民——非人であつた。此大寶令の大なるぬかりが、遂に此非公民たる、農民以外のものを、後世迄精神的に殺す事になつた。初めにさかのぼつてみれば、公民でも、非公民でも、其れ程、其處に、等差のあつたものでないのである。非人は、後世、現在に於ては、之を乞食として見て居るが、上古の非人は、單に農民でない、農民外の職業者と云ふ位のもので、人が賤

大寶令の
缺點非公
民を生ず

しむにも賤まぬにも、所詮問題でなかつた。其れが、だんく時代を経ると共に、其間に大なる等差を生じた。

河原者

曾て京都の鴨川々原に、浮浪民が居て、小屋がけ生活をしてゐた。其れを河原者といつた。しかし當時は、未だ之れを目して、水平社族程低級には見做さず、普通の貧民、宿なし者、木賃宿生活者位の者に解してゐた處、次第に區別を生じて、皮革業をなすものを穢多といひ、然らざるものを非人と稱した。さうして徳川時代に入つてから、穢多、非人——其れが、皆賤民の全部であるかの如く見られた。

穢多的
人の稱呼

勿論、穢多も、非人も、鎌倉、室町時代以降、次第に解放されて、鎌倉時代はキヨメをエタと呼び、室町時代は、河原者をエタと稱したが、非人よりは、エタのほうが上で、エタをして、非人を取締らせた時もある。

東大寺
尊の言

る。とに角、穢多でも、非人でも、實力だにあれば、機會を掴む事だに出來たものは、皆立身して定職を得、或は役人になり、所謂非人三黨の輩と雖も、守護國司の望みをなすべく』と云ふ、東大寺尊の言の通りであつた。野伏でも、山宿がしでも、河原者でも、時に乗じて、勢力を得たものが尊ばれ、時を得ずして、落伍者になつたものが卑まれた。無論其れは、應仁の亂以後の戰國時代である。

室町時代は、かやうに、良民でない、非人を、自治のまゝ、何等干渉する事をしなかつたけれど、徳川時代には、進んで其生活に干渉を試みた。つまり徳川氏の社會政策とか云ふものに近い事實である。

其の頃、淺草に、彈左衛門と云ふ、穢多の頭が居る。其住居する處を、圍内と稱し、其處へ部下と共に住み、關東の穢多と、非人の總取締を、

徳川幕府から命じられた。即ち江戸に於ける、所謂賤民の自治體は、彈左衛門の圍内を中心として、淺草、品川、その他四ヶ所の非人部落があつた。非人に非人頭があり、小屋頭があり、車善七、品川の松右衛門は、非人頭中の最高人物であつた。此善七に就いては、家康にまつはる、晋の豫讓に似た、一篇のロマンスがあるが、事實と、脚色が、餘りにかけ放れて居るやうだ。何れにしても、非人頭は、彈左衛門の部下である。手下の出入を一々彈左衛門へ届けたものであるが、非人頭車善七か、後に獨立を欲して、訴訟に及んだ結局車が敗訴した。彈左衛門の支配は、關八州及、甲斐、伊豆、陸奥、駿河の十二ヶ國に於ける、長夷五千四百三十二戸の總支配をも兼ねたけれども、非人のみは、全くさうもいかぬと見えて、駿河の非人の犯罪者を、彈左衛門に、引渡さぬ事などもあつ

た。さうして、彈左衛門に、屬せざる地方の穢多、非人は、處の長夷、穢多頭、穢多年寄等の支配をうけ、京都では悲田院年寄を、非人頭と見た。此非人頭が、美濃、遠江、駿河、甲斐、丹波、因幡、美作、河内、攝津等の非人を支配した。但し攝津のみは、大阪の長夷と共同管理であつた。其頃悲田院年寄に屬する非人は、人口八千三百十四人あり、京都の穢多は、三條餘部村、六條中島村、田中川崎村、東山龍口村、蓮臺野村、北小路村の六ヶ村で、百九石九斗七升の朱印高を給され、之を下村勝之助と云ふものが支配した。

非人は良民でもなれる、良民が落魄して非人の群に入り、非人たらんとせば、非人頭が、本人及其親族の考へをきいた上、非人の掟を示して、始めて其手下にする。其れから、小屋頭即ち抱主を定めてから、之を彈

左衛門へ届け出る。彈左衛門は、更に之を町奉行に届け出る。又町奉行としては、不義の情死未遂者、主人と下女の情死未遂者(主人のみ)非倫なる情交者、讎縁せし妻に傷害を加へたもの、取退き無盡の札賣、十五歳未満の盗人などを、彈左衛門の手を通じて、非人の群に投げ込んだ。つまり社會に於ける、やくざものを、非人化す事の政策が存してゐた。

穢多は、屠殺の血の汚れありて、制度上、迷信上所詮良民にはなれなかつたけれど、非人は、良民が、自由に非人になりうるが如く、非人から、又元の良民にもなりえた。その手續は、良民たらしとする者の親族から、小屋頭へ一札入れたものだ。頭は之を彈左衛門へ届け出て、初めて非人の足が洗へた。但し非人生活、非人の娘との間に、子を生んだ場合は、此良民復歸が出来ぬとされて居た。

非人足を洗ふ法

穢多は、皮革類を製作し、竹皮草履を作り、其他職工にして、商人を兼ねるが如き生活をしてゐたが、非人は制度上、單にも、もの乞ひ、もの貰ひ専門であつた。然るに、往々にして非人にして、穢多の領域を侵し、非人以外の貧困者にして、穢多の職業をなす者ある爲、彈左衛門以下の幹部は、此監視を怠らなかつた。

穢多は、死刑囚を處刑した後、此警護に任じ、非人は、囚人の重病者幼年囚の溜預を命せられた。又囚の看守と、賄にも任じ、牢見廻の役目もあり、京都の穢多は、二條城の掃除と、六條、餘部の頭方のみ、牢舎番を勤めた。

幕府の社會政策は、非人の自由物乞ひは許しても、其強要は禁じてゐた。そして非人の髪をすべて斬髮とし、元結で結ふ事を禁じ、非人頭及、

幕府の社會政策

組頭以外の者は、皆髻を切り、之を束ねる事を禁じ、頭巾その他の冠物を禁じて、一見直に、普通人と見分けのつくやうに識別した。

しかし、非人中には、復讐の目的を抱く者、或は、一時身を潜むる手段として、相當の人物が其群に混じて居つた。梅尾の高僧明恵上人の如きは、其摧邪論に、自ら非人高辨と自署する程、非人たるを耻とせぬ達觀者も居つた。

非人高辨

斯様なる次第で、明治前後から、非人の多くは、皆其れれ自由民になり、所謂元の良民に復歸してしまつたらしいが、唯り、こゝに哀れをとどめたのが、穢多其ものである。而かも其理由が、革皮を扱ひ、屠殺に従事した血の汚れが、脱せぬと云ふのである。しかし、此問題は、一般人の雅量と、理解あれば、何等むづかしい事でないのである。

四 賤民としての穢多

皮細工の元祖——偏つた社會思想——穢多と云ふ文字の始——一種の村役人——一種の自由民——人口の局外移送——文化文政の歴史的法令——民族争議——制度の罪

『河原細工由緒記』に、狭穂彦の亂の戦功者睦毛野谷根強が勅勘を得て、流配された。其遺子に『副國』と云ふ者があり、うづめのみこと鉦目命の教へを受けて、皮細工を創めた。エタの元祖は之れに書いてある。副國は、佐惠久仁であり、細工人であり、種々の細工人であるが、此細工人中の、皮細工人のみが、エタ族に落ちた。落ちたと云ふよりも、神の忌む汚れた獸皮を扱ふ者を賤しとする、偏つた當時の社會思想が、自然と其職業を賤み、更に其人を賤み、其族を賤み、其部落を賤み、其生活を賤み、さうして其部落を目して、社會外の社會としたものであらう。

皮細工の元祖

偏つた社會思想

穢多と云
ふ文字の
始

しかし、『穢多』と云ふ文字の使ひ初めは『塵袋』の著者からである。其れが弘安年間であるから、鎌倉時代からだ。即ち當時の人が、掃除人——きよめをエタと云ふに付、著者は疑問を起して、穢多と云ふ文字をあてはめたものらしいが、はしなくも、此造字が、後世永久に、水平社族を苦める事になつた。其れから、八十餘年を経たる、貞治年間頃は、廣く用ゐられ、又一部の社會に認められるやうになつた。つまり穢れ多しと云ふ意味よりも、餌取りの轉訛であつて、主鷹司の餌取が、失職して屠者の群に入り、さうして、だんく『穢多』と呼ばれるやうになつたものらしい。恐らく之が正しい論であらう。

『師守記』に、穢多は井戸掘人足とあり、同年間の『師茂記』には、祇園御靈會の駕輿丁であり、文安年間の『搗囊掛』には、河原者だとあるが屠

者以外にも、穢多と呼ばれるものがあつた。

徳川家康が、江戸城に入る時は、前例により、穢多を待遇し、又ある目的上利用すべく、既記の如く彈左衛門を穢多頭にした。そして彼等の自治を認容して、其大綱を統べた。故に穢多は、各方面の公役に服し、一種の村役人、町役人の傾向を生じ、諸藩に於ても、之と大同小異の自治を默許して、藩の雜役に使つた。死牛馬のとりかたづけ、汚物の始末、城内城外の警護、武具の製作供給、刑囚の雜役等、是非彼等ではなくばならぬ仕事があつた。此代償として、種々の特権あり、見やうに依つては、一種の自由民であつた。例へば、一條河原のキヨメ即ち穢多の娘の、盛装した美しさに、五位の藏人がみとれて、之を尾行してゆくと、かの女が河原者の小屋に隠れると共に、一首の和歌を詠んで、尾行者に與へた

一種の村
役人

奥上の賤民別

一種の自由民

とある、ある物語の事實を見ても、乃至は、賀茂祭に立つ放免と云ふ非人が、身に綾羅をつけて居たに對し、藤原齊信なる人が『彼等は非人なるが故に、禁忌を憚らぬなり』といった事實を見ても、自由解放の民たる、當時の彼等を想見する事が出来る。

然るに、時代は轉々として、此自由なる、此特殊民族の生活にも、生存問題が生じた。人口が増殖すると共に、此増殖する人口を、何れにか振り向けねばならぬ。其處で部落外へ、何等かの形式で侵入し、乃至は素性を隠して、全く變つた方面に、職業を求める、若くは普通人の如き態を装ふて、普通人の群に紛れ入り、さうして其まゝ普通人化すべく努力する等、人口の局外移送をやり出した。と同時に、自然の人情が、之に對抗し、極力之を排斥する傾向を生じ、かくて益々彼等を賤しみ、壓

人口の局外移送

迫する因を生じた、正徳二年の、エタの身居帳、棟付帳、宗門帳には、農民も、庄屋も、床屋の下人も、同一帳面に書き連ねる程無頓着であつたけれど、翌三年の帳面には、穢多と普通人を、明かに別にする程、社會が穢多に對して、注意し出してゐる。いや對抗氣分になつて來た。享保になつては、江戸でも、京都でも、穢多の由緒書を徴收した。例の彈左衛門が、由緒書を出したのも、實に享保四年であつた。同二年には、京都町奉行が『穢多青屋勤め方』を制定し、又大阪城代支配下の地圖には、詳しく『皮多村、穢多村と』二戸か、三戸よりない、部落迄書き込んである。斯くの如く、役人側の注意が、非常に穢多の身上に及んで、普通人と、穢多を區別すべく、餘程注意を拂つたやうだ。安永七年頃に至つては『百姓町人體に紛らし候ものは、嚴敷御仕置申付け候』と云ふ

如くなり、彼等を彼等の社會内のみに、押込めおく方針をとつた。しかし、かうした事實が加はれば、加はる程、彼等の反撥力は、其生産過剰——人口増殖に梟りをつけるべく、武家奉公をしたり、下男下女奉公をしたりして、素性を隠し、或は普通人を装ふて、百姓と縁組みをなし、或は娼妓になりて、普通人に契るを光榮とする等、衷情眞に察すべきものもあつた。

文化文政時代は、とり分り『穢多』に對する、壓迫の法令——文書が、雨の如く下つた。甚しきは、土百姓として、武士から人間扱ひをうけざる百姓迄が、武士に威張らるゝ餘憤を、何れへか洩すべく考へては、理由もなく、故もなく、其飛沫を、穢多部族、水平社族に向けたものだ。遂には彼等の職業に迄壓迫を加へて妨害する。随つて水平社族の精神狀

文化文政
の壓迫的
法令

民族争議

態も、亦次第に險惡になり、さうしてひがんだ。果ては壓迫者に對して一種の呪ひと、淡い反抗心をすら起して、暗々裡に階級闘争、民族争議が生じつゝあつた。水平社族の墮落は、多くかうした悲觀と、絶望と、憤怒の精神から生じていつた。

穢多は、既記の通り、穢多頭彈左衛門が統轄して、明治前後に及んだのであるが、半商人、半職工であつたから、非人よりも富有の生活をなし、表面に光榮を張る必要もなく、又派手に金錢を蒔き散らす場合少き爲、概して生活は裕であつたけれど、日本史中で、賤民と稱されし者中、最も割のわるい結論に到達したのが、實に穢多——水平社族であつた。之を要するに、以上は、徳川幕府の制度の罪であると共に、其又社會政策の缺陷の罪である事の斷言が出来る。

制度の罪

史上の賤民別

五 賤民としての雑戸及餘戸

準賤民の一階級雑戸——神武以來の欽定職業——おほみたから——先
住民の子孫——一般人の職業心理——あまりべ——運命圏外へ彈き出
された人

史的習俗として、我國の賤民といへば、官戸、家人、官奴婢、私奴婢、
陵戸、此五つのものが、一般人よりも、低い待遇をうけて居たのである。
然るに、こゝに良民ともつかず、賤民ともつかず、賤民に準ずる一階級
がある。雑戸は則ち其れである。しかし奈良朝時代から、次第に地位を
高めて良民待遇をうけ、又良民と通婚し、良民から雑戸の職業を爲すも
の、雑戸にして良民の生業に入るものも出来たけれど、一時は良民を養
子にする事の禁令もあり、賤民並に視られし時代が續いた。

つまり雑戸は、神武天皇以來、技術工藝を以て、朝廷に仕へる者の子

準賤民の
一階級
雑戸

神武以來
の欽定
職業

孫である。例へば弓を拵へる團隊を、弓部と稱し、鎧を作る群を鎧作部
と稱し、又船を造る主船司、酒を造る造酒司、薬戸の典樂寮、鷹戸の主
鷹司、薬戸の雅樂寮、珠玉を拵へる玉造部と云ふやうに、其部屬の總稱
呼と、其部屬の司とがあつて、賤民中の陵戸も、亦雑戸に屬して居つた。
馬飼、犬飼の職も之に屬し、機を織る服部も、豚を飼ふ猪飼部も、同じ
く此部屬であつた。即ち部は、其職業の總稱であつて、田を作る人民一
般を田部と稱し、中臣氏に屬する者を、中臣部と稱するが如く、雑戸の
各職業は、部の字を以て、其部の總稱呼にして居つた。よし其職がいや
だといつた處で、自分は親讓りの此生活が嫌ひだといつた處で、世襲と
云ふ、神武以來の朝憲が、其れを許さずに、後世に持續させた。而かも
賤しいものゝ子孫でもない者迄が其世襲職故に、世を狭くして渡つたの

史上の賤民別

は氣の毒なものだ。

一方には、農業立國の國だけに、農業に従事する者を、『おほみたから』などと稱して、天皇の大御寶であり、國家の大御寶であるといふやうに、農民本位が續いた。ある學者は、此大御寶説を打消し『天皇の大御田のやから』を、さうなまつた誤りであり、決して大御寶ではないと云ふのである。が、日本史の開卷第一章に、豊葦原の千五百穂秋瑞穂の國と、宣へる如く、農民第一義の國柄からいつても、矢張り、農民を、大御寶といつた事が正に當然の如く思へる。其んな次第に、重農輕雜の傾向が大にある。農民でない、大御寶でない、技術を以て生活する部屬が、だん／＼に賤められると云ふ事は、慥にありうる事である。

先住民の
子孫

雑戸には、勾玉とか管玉とか、石器、鏡、矛、劍などを拵へた先住民

おほみた
から

の子孫もあり、出雲民族——國津神の子孫もあり、又先住民を征服して、日本國を統一せる高天原民族の子孫もあり、又支那や、朝鮮から歸化して、其特有の技術を以て、織物とか、染色とか、建築其他の事に従事せる者の子孫もあつて、人種上格別賤まれる理由はない。然るにだん／＼賤まれた原因中には、農民でない所以を含み、農業本位の國の主業以外であつて、神祇の忌む處の、殺生とか、血とかに關する職業である故も合つて居つた。

農業外の職業なるが故に、非民——おほみたからでない憾みあり、年代と共に、公民と全く異なる民族の如く扱はれた。

要するに、土地權を得て、耕したと、耕さぬとの相違であり、國家第一義の主業をやつたものと、やらぬものゝ相違である。而かも神武創業

に於ける欽定職業を、永久に恪守したも程、其職業に累せられた。

職業は神聖なりとか、勞働は神聖なりとかいふ、現代思想からいへば、職業如何を以て、人間を區別し、其れに貴賤の等差をつけるなどの事實は、眞に偏狹極まる事であるが、之を當時の思想、四圍の事情からすれば、之れ又已むを得ぬ事であつたらう。

神龜四年の編戸に、雜戸は平民になり、別に里を立て、其れを『天平の里』と稱し、地位向上の機會を與へられたのであるが、依然として、一般人の職業心理から卑しめられた。

此天平の里の民族が、後の『餘戸』である。つまり班田——口分田の制度から除かれたる民族の意味、天智天皇の調査せる『庚午年籍』に這入つて居らぬ民と云ふ意味であらう。然らば其餘戸は、全國中何處にもあ

一般人の
職業心理

あまりへ

つたかと云ふに、さうでない。昔の京の大學寮の圖には、其敷地の西北隅に一區劃をし、それに餘戸と書いてある。餘戸は、唯り大學と限らず、京の大きい役所官廳には、掃除をしたり、いろ／＼な下級の仕事を爲す、班田に入らぬ農業をせる民が居つた。後代に於ける、京都三條の南、鴨河の東にある、天部部落の如きも、其名残とみる事が出来る。此等は役所が廢されたり、職に放れたりして、生活に困るが、さて普通人部落にも混入されず、已むなく、特に部落を作つて、汚れに慣れた職業、皮革細工その他をして世を渡つたものらしい。

天平年間には、出雲の國にも、餘戸の里を作り、其處へ班田洩れの雜戸を置いた。處が其部落中に狩獵する民が居り、漁獵をする民が居り、次第に之に同化して、之を生業にする事になり、餘戸即雜戸、雜戸即賤民

——水平社族と云ふ、歴史的傳統が、自然に出來た。

別に、餘戸の解釋を異にするものは、和名抄の記傳を根據にして『諸國の郷名に、餘戸と云ふ地が一國或は十ヶ所に及んでゐるが、唐土、三韓の歸化人中の陋しき者を、諸國に分置した。かくて自然郷をなしたけれど、土着の人と雜はらぬ故、其種落を、餘戸あまべといつた』を、是なりとして傳ふるものがある。けれども、餘戸の解釋としては、前説が正しいやうである。

餘戸は、丁度主鷹司の部下の餌取が、解放され、失職すると共に、慣れた先入主になりし業——屠殺に従つたが如く、餘戸も、亦口分田——班田に洩れた餘り戸として生存し、失職するや、更に一種の新民族として、皮細工人として、皮田として普通人との間に、別に一線引いて扱は

運命圏外
へ彈き出
された人

れた。

であるからして、同一雜戸でも、巧みに、農民を装ひつゝ、班田法に飛び込んで、農民の群に入り、所謂天皇の『大御寶』といはれし者は、ついに餘戸など云ふ、中敬な言葉の下で呼はれたり、賤まれたりする事がなくて済んだ。つまり機敏を缺いたもの運命圏外へ、はぢき出された者が皆集つて、同じ運命の下に泣いた事になる。

六 賤民としての河原者及傀儡子

俳優——河原者——傀儡子——社會外の社會人

社會の落伍者たる浮浪人の一種に、河原者がある。河原者は、京都鴨河の河原に、小屋がけ生活をした者の謂ひであるか、此河原者中には、

俳優
河原者
傀儡子

河原で皮を晒して、皮具を作る者の居た事は無論であるが、河原者は時に掃除人足に出る、植木屋になり、庭づくりをやる、其他の雑日雇取をやる等、普通人のやらぬ、普通人が、以て卑しとする賤役を敢てして、其れを生業にした。後世は、河原者といへば、直に遊藝人、いや俳優をさして、さう云ふ習はしになつたが、以前の河原者は、木賃宿あたりに居る、無藝の立ん坊であり、雑役に使はるゝ、下級労働者であり、定業のない事に於て一致してゐたが、其うちに、後の俳優の素地を作る、遊藝人も居つた。又遊女も居つた。

此男遊藝人が、即ち傀儡子であり。遊女か遊行女婦である。大江匡房の書いた『傀儡子記』に據れば、主として狩獵をやる。狩獵をやつたと云ふのだから、屹度屠殺もした、佛教家の忌み嫌ふ肉食もした。處が此

狩獵を主とする傀儡子先生、武士の向ふを張つて、弓馬の道にも達してゐる。劍舞に類する事もやる、神樂のやうな演藝にも通じ、其他人形遣ひでももの真似でも、手品のやうな事でも、何でもござれやる。女は女で、美裝して、紅粉でめかし込んで、嫖客の爲に媚を賣り、しかも、一定の處なく、先から先へ、うかれた生活を、丁度今の天幕張式で續けてゆく、陸上なれば天幕張りだが、水上では、船で其れが行れる。平家の落武者の女房や、娘が、次第に零落して、傀儡子になつた事は、當時のもの本にもある。と云ふ如く、戦役の社會的動搖からも、傀儡子は生れた。

近代では、傀儡子を、人形遣ひの如く解するが、昔の傀儡子は、全く之と關係のない程性質が異つて居つた。さうして文字通りにいはずに『く

とつ』と稱する時代もあり、奈良朝時代には、此女を『うかれめ』といつた。其證左が萬葉集の歌の作者として、残つてゐる。

一體傀儡子の祖先は、どんな人であり、どんな民族であつたかと云ふに、之れ又一般賤民と同じく、日本土着の民——國津神の子孫と、世の落伍者——生存競争に敗れた、例へば平家の落武者の子女のやうな者と云ふ事になる。

國津神の棟梁である、大國主ノ命は、穩かに其國土を、天津神に献じ、自らは其國政を助成したのであるが、中には不平の徒があつて、其不平を、子孫迄持ち越し、未來永劫迄、天津神の子孫、天津神の子孫の治むる國家の政治振に、反對し、且つ不快の念をもつ者も少くなかつた。さればといつて、表面上強い反抗も出來ずに、次第に社會外の社會に住み、

社會外の
社會人

又社會外の社會人を以て目せられた。年代を経て、祖先の何者かを忘れる頃になつても、其浮浪人癖が、一種の自由民になつて、公の制度に従ふ生活を欲しないし、又公の制度が其れを許さず、公の民が又彼等と同列するを喜ばなかつた。其處で、いよく益々特殊部落に偏居すべく、餘儀ない運命に陥つていつた。けれども、戸籍面でない民族、租税を納めない民族であり、土地をもたぬから、土地に永住の心もなく、民族としての權利も、義務も、日本國にないから、日本國の法律制度の下に動く、王公貴族も公官吏も、彼等とは没交渉であつた。

其うした傀儡師、さうした河原者中、とり分け技藝の出来るものは、室町時代、織田、豊臣時代から、江戸時代に入るや、單獨の藝人になり、其遊藝を以て酒興を助け、徒然を慰める等、人の玩弄物になり、此一番

おしまひの結論、歌舞音曲に従事するものになつた。今日藝術家を以て迎へられ、帝王の天覽にすら供しうる事になりし芝居も、此河原者の進化する、俳優の技術から生れる事になつた。

等しく賤民扱ひを過去にうけても、中世以後の傀儡師は、單なる人形遣であり、徳川時代以後の河原者は、俳優の代名詞として、單に遣つた丈だ。つまり、藝術が認められ、藝術家の地位を認めると云ふ、文化時代が然らしめた事は勿論であるが、此早く賤民の域を脱しえた理由中には、萬人が萬人ながら喜ぶ處の、娛樂——趣味に伴ふ藝術に終始して居た事も含んでゐやう。つまり賤民扱ひをうけ、賤民部落には居つても、娛樂を求める者が、部落外にゐて、その部落外の人に、接近する機會が、非常に多かつた事も、水平線以上に早く達する副因であつた。

一四 民族の水平族化す徑路

一 水平族化せる日本の豪族

一代華族論——皇族的水平運動——桓武天皇の英斷——人間平等の觀念を助長す——皇族臣籍降下の實例——皇子から賤民へ——億計王、弘計王——賤民から天皇へ——豪族の水平化——貴族の水平化——犯罪的奴隸——烏養部の賤民——奴隸になりし守屋の眷族

既記、賤民としての穢多、賤民としての非人等、則ち『史上の賤民』別に於て、普通民族が、種々なる事情と、種々なる原因から、次第に社會の落伍者になり、又或は時の制度から局限せられて、已むを得ず水平線以下の生活を、永く／＼續けねばならぬ事實は分るけれど、尙一步進んで、日本の貴族中、歸化人や、戰爭の俘虜や、罪に觸れた贖罪人や、

一般人、流人やが、どうして、水平社族になるかを論評してみたい。現在日本の貴族は、自己自身の力を以て貴族になつたものでなくて、其大半は、祖先の武勳によるものが多い。然らざれば、社會組織の因襲に依るものが多い。一代華族、新華族、自己の實力を以て、直に貴族の列に連りえたものは、極めて少數である。さうして此等の貴族の數は、年々歳々増加する。之に對する國家的待遇法は容易な事でない。之に對する、皇室の待遇も、亦容易なものでない。即ち板垣退助伯が、一代華族論を唱へて、自ら其實行の範を示した所以であり、又養子無意味、絶家論を唱へた乃木大將が、進んで其範を示した所以である。然るにも拘らず、貴族の反省者——之に倣ふ者は、未だ一人もない。之と反對に、畏くも、皇室に於かせられては、皇族皇親を遞次級を下しつゝ、さうし

一代華族論

皇族的水平運動

て臣籍に移し、臣籍者に降嫁せしめらるる等、恐惶至極なる程、皇族のある意味の水平運動をなされてゐる。水平社族の人々は、彼等を水平線以上に引上ぐべく運動するのであるが、皇室に於かせられては、皇族を皇族的水平線以下に下してさうして、民意——時代思潮の推移に合致せしめるべく、力められて居る。現在に於ては、北白川宮能久親王の第四子で在す末子が、侯爵小松輝久氏になり、又同親王の第六王子は、上野正雄伯になられて居り、山階宮菊麿王の第二王子は、山階芳麿侯になられる、水平社族が、頻りに水平運動をせる時、私等は、一種奇なる對照感を、どうしてもせずには居られない。

しかし、此事實は、中古時代にもあつた。即ち大寶令には、五世の王が王名を稱する事を許してあつても、桓武天皇は、之を皇親から除いて、

桓武天皇の英断

皇族的水平線以下の者にすべく、六世以下の王族に對し、依頼姓を賜はる事にした。少くとも、此の精神、此實現は、あれ程鞏固でありし氏族觀念、他排的氏族觀念に對して、龜裂を與へずには置かなかつた。さうして、良民賤民の別如何を是非する思想に、大なる痛棒を加へた。此結果として、延暦年間には、長岡姓が出來、良岑姓が出來、二世、三世の皇孫に平の姓を賜ひ、さうして臣籍に下した。昔から孫王以下の皇族に賜姓の例はあるが、天皇の如く、皇子の賜姓は、日本歴史々上に先例がない。尋いて、嵯峨天皇も、男女三十人の皇子、皇女に源の姓を賜はり、醍醐天皇の頃迄、皇子皇孫にして臣籍降下者が絶えなかつた。

此理由は、財政上から發してゐる。皇子なり、皇孫なりになると、賢愚不肖を問はず、皇族相應の待遇をなすべく、國々に封戸を與へ、此に

人間平等
の觀念を
助長す

準する、出費が却々に多い。かくて帝室の財政が空乏に近づくばかりか、大影響が、國民生活に波及する。其れではならぬから、桓武天皇が、先づ英斷を以て、皇族の階級降下の水平運動を、逆になし初めた。さうして皇子も、皇孫も、諸王も、國民同様に、國民の義務に服せしめて、一切平等の實を示す。かくて秀れた、勳功ある皇族あれば、其れを實力で引あげてゆく方針であつた。つまり風霜の氣に乏しい、温室裡の植物も、風荒き山野へ放植したと同一事實である。此事實は、やがて、人間平等の觀念を助長して、賤民に對する、一般人の惡感情を少からず和げた。若し藤原氏の專横、藤原閥の跋扈にしてなかつたなら、臣籍降下の、皇子皇族等も、皆其れごとく、史上に印象を残すやうな眼覺しい活動をしたに相違ないが、不幸にして、多くは藤原閥の壓迫する處になり、或は厭

世悲觀の末、佛門に入り。又は風流三昧に世を送つたものもある。

以上は、皆、皇族臣籍降下の實例であるが、決して賤民の群に入つた譯ではない。唯階級觀念の熾烈なる時代にも、恚うした階級打破的、反對の水平運動のあつた事が面白い。

皇族臣籍
降下の實
例

履中天皇の皇子、市邊押磐皇子は、眉輪王の變に連坐して、雄略天皇の爲に殺せられた。皇子に二王子がある。即ち憶計王、弘計王である。難を丹波に避けた、皇子帳下の日下部使主と云ふもの、其子吾田彦と共に之を擁護した。丹波に入るや、使主は變名して田疾來たとくといつた。けれども、追跡を怖れ、二王子を奉じて播磨に入り、自ら縮尺山の石堂で、縊死した。二王子は茫然として、進退谷つた末、赤石郡に入り、變名して、名を丹波の小子わごと解し、自ら賤めて、縮見の屯倉首みやくら、忍海部の細目

皇子から
賤民へ

の僮僕になつた。かうして、履中天皇の二王孫は、水平線下に落ちぶれて、賤民になつた。而かも此賤民生活を、三十餘年間も續けた。忠實なる吾田彦は、尙かくても、此賤民化せる二王子に臣從した。忍海部の細目は、少しも、此王孫たる事を知らぬ。

一方清寧天皇に、皇嗣なく、大伴室宮、大連を諸國に遣して、皇子又は皇孫を求めた。其頃、播磨の國司伊豫來目部の小楯と云ふもの、自ら新嘗の供物を調すべく、丁度赤石郡へ來つて、忍海部の細目の家へ泊つた。細目は其夜新室に國司の饗宴を張つた。其時弟王弘計、兄王憶計に意中を語つて、此時をおいて、皇胤たる事を知らずる機會なしとなし二人は此夜名乗るべき機會を窺つた。そして燭を秉つて宴に侍した。其動作、其舉措、早くも其れに注目したのが小楯である。小楯は舞を強い

た。兄弟は相譲り、容易に起たぬ。小楯の促す事益々急である。已むを得ず、兄先づ起つて舞ひ、次に弟起つて舞ひ、即ち衣帯を整ひつゝ、室壽むろはぎを

築立つくだたてる、稚室わかむろ葛根かつね、築立つ柱、此家の君の、御心の、鎮なり。取り擧ある、棟梁とうりやうは、此家君の心林なり。取り置おふる、掾はつら撩らさは、此家君の、御心の齋いへる也。とりおく蘆あし藿くわは、此家君のみこゝろの、平なるなり。とり結ぶ繩なづな葛羅くわらは、此家君の、御壽みいのみちの堅きなり。取替かける、茅屋は、此家君の、み富のあまり也。出雲は、新墾にいげんなり、新ばりの、十握とつかの稻を淺甕ひらけにて、醸かめる大御酒を、美うまらに、飲やぶ喫くる哉や、我われひこびとたち、足曳あしひの、此傍山かたやま、小男鹿こおしかのつゝさゝげて、我舞われまはんは、美酒うまさけ、餌香じかの市いちに、直あたもて買かはず、掌てのひらもやららに、うちあけ給ふ、吾常世よこよだち

なし、又節に合せて歌つた。曰く

稻いね 蓆しき、川添かわぞへ 榊さかき、水行みづゆ けば、靡なき起たき立たち、其根は失せず。

つまり、名を隠し、姓を隠して、他の奴僕になつてゐても、元々貴族である事の心は、失はぬといふ意味である。結局其根は失せず、二王子の、皇族的、水平運動の、強い、焰のやうな、熱烈極まる意氣がほの見える。すると、小楯が、『いや實におもしろい、もう一曲舞ふて、歌つて呉れぬか』と所望した。弘計王、再び歌ひ、再び舞ふた、曰く
大和は、其處の茅原ちほら、淺茅原あさちほら、僕奴わこひやつこ、これなり。

之を聴いて、小楯の怪みは、いよく、ます／＼深い『益々うまい、更に、もう一度歌ひ、且つ舞つて呉れぬか』一座は興を増して、此光景を、あかず眺めてゐる。

石の上、根の神杉、本伐末、排ひ、市邊の宮に、天が下知らして、天よろづ、國よろづおしはの皇子の、みな裔やつしらは是れなり。

と云ふ、告白的、最後の歌舞には、流石の小楯も、感に堪え、且つ驚き、畏みつゝ、席を放れて、二王子を再拜した。又部下を率ゐて欽伏した。直に郡民を發し、宮を營みて、二王子を奉安した。小楯は、更に、京師に上りて、此顛末を上奏した。天皇も、皇嗣を、廣く求めて居た折である、かくと聞いて、非常に喜ばれて、之を迎ひ、先づ憶計王を立て、皇太子に、弘計王を立て、皇子にするや、程なく天皇は崩御された。兄弟二王は、互に位を譲つて、皇位を繼承しない。已むを得ず、天皇の姉君、飯豊青皇女を以て、假りに朝政を執らす事になつたが、皇女も程なく薨じた。茲に於てか、百官會議の末、遂に憶計王を立て、天皇にし

賤民から
天皇へ

た。顯宗天皇が是れた。

若し、播磨の國司來目部の小楯にしてなかりせば、現神の末なる二王子も、遂に水平社族として、或は其子孫を、今日に傳へたかも知れぬ。しかし天運の幸は、昭々乎として、此一の哀話を、史上に唯遺す丈にといまつてゐる。

允恭天皇の皇后、未だ皇后にならぬ日、母と共に母の家に居ると、其處を乗馬の鬪鶏國造が過ぎた。彼れは馬上のまゝ、其籬に沿ふて、皇后を見て嘲つていつた『お前によく園藝が出来る』尙重ねて、其處なる蘭一莖を要求した。皇后心に怒れど、已むを得ず一莖の蘭を與へ、且つ『何の爲に蘭をお用ゐなさるか』と問ふた『山を行き蟻を撥ふ』と答へた。其處で皇后も、餘りの事に、少しく色をなし『馬に乗る者よ、妾は忘れな

豪族の
水平化

い』といった。其後皇后の位に登つたから、昔日の言を行ふべく、馬上蘭を要求して、嘲つたものを覚めた處、其れが鬪鷄國造である。皇后は曾ての罪を詰つて、之を殺さんとした。國造は頗る恐縮した。そして額を地につけ、只管にわび入り、さる貴き方たる事を、その日、全く知らざりし旨を答へたので、姓を貶し、稻置にした。國造は、兎に角、一國の司である、當時の階級でいへば、豪族である。其豪族が、賤民の列へ入れられぬ迄も、一つ其階級を落して、豪族的水平線以下に下げられてしまつた。上古時代には、恚うした事實が、澤山にある。

武内ノ宿禰は、孝元天皇の曾孫であるから、皇族である。後世之を、臣籍におくけれど此臣籍に置く事がわるい。其武内ノ宿禰の舍弟甘美内宿禰が、兄を讒して罪を得た時、死一等を減じて、紀伊ノ直の祖に賜ふ

貴族の
水平化

たと前に述べてあるが、等しく是れ貴族の水平化せる實例とみる事ができる。

雄略天皇の十四年、吳人來聘し、天皇は根ノ使主を此接待役にして饗應した。天皇は此饗應の狀を、舍人に視察させた。舍人の報告に據ると、その日の使主着る處の珠瓊が、非常に美麗であるとの事である。依て天皇は、その時の服裝して出づる事を命令した。そして群臣と共に彼を殿前に引見し、仔細に其の服裝を見し時、皇后頻りに歎歎し、天皇の怪む處となる。其處でだんく天皇が、たづねてみると、皇后の兄、大學香皇子の寶器なる事が知れた。つまり、之より先、天皇、皇后を聘せし時、皇子は信契として、根ノ使主を通じて、押木の珠鬘を奉獻した。根ノ使主、心私に、此寶物を欲して、皇子を天皇に讒言して殺さしめた。根ノ

犯罪的
奴隷

民族の水平化す徑路

使主が、其使饗應の其日、身に着けたる珠鬘は、則ち大學香皇子の信契とせる寶物であつた。其れを今、皇后の眼にとまつた。皇后の嗚咽歎歎は、もとより當然の事だ。こゝに天皇、初めて彼れの奸策を知り、大に逆鱗遊ばし「根ノ使主は、今より以後、子々孫々、八十聯綿群臣の列にあづかる勿れ」と、直に彼れを斬らんとした。彼れ巧みに逃匿して日根に至り、稻城を造り、皇軍を逆ひ撃ち利あらず戦死した。天皇人に命じて、其子孫を二分し、一を大草香部の民（大草香皇子の爾を後世に傳へ、且つ其靈を慰むる爲）となし、一を皇后の民となし、その餘を茅渟の縣主に賜ふて負囊者にした。

清寧天皇の元年、狭々城山君韓帝の宿禰、市邊皇子の殺害に連類した故を以て、死刑に處せられんとした。處が刑場に臨むに際し、如何にも

哀れ至極の有様であるので、天皇も惻隱の情を起し、下して陵戸にあて、籍帳を削り、山部ノ連に隸屬させた。

雄略天皇の十一年、天皇に屬する鳥官某の管理する天皇の鳥が、菟出人の狗に噛まれて死んだ。天皇憤怒あそばされ、監督の不行届を叱り、其面に諒し、之を鳥養部の賤民にした。

蘇我氏と、物部氏は、當時の豪族であつた。とり分け、馬子と、守屋は、事毎に反對に立つた。即ち佛教宣傳、非宣傳の對立は、あらゆる豪族を、此兩者に分裂せしめて、氏族の一大鬭争——勢力争ひになつた。聖德太子は、蘇我氏に與して、物部氏を敵にした。物部氏は、遂に此等と戦つて破れた。此役に物部守屋の兒息、眷族は葦原に逃れ、匿れて、姓を改め、名を變へ、或は遠く逃亡して行く處を知らぬものがある。亂

鳥養部の
賤民

後、攝津ノ國に四天王寺が出来、と同時に曾て守屋の奴隸たりしもの、及其部下を奴隸にしたものと、宅を分ちて、寺の奴とし、又は田莊として、軍に功ありし、舍人跡見ノ首赤擣に賜つた。即ち此戦さによつて、豪族物部ノ守屋の一族は、昨日の榮華に引かへて、急轉直下水平線以下の人になつた。

かくの如く、上古の犯罪者は、犯罪の爲に、その階級から蹴落され、その反對派の勢力ある時代中、どうしても擡頭する事が出来ず、泣く泣くそのまゝになつて、賤民の列に居り、又戦争に破れ、勢力抗争に敗れたもの、及その子孫も、同じく、不遇の生活を、人知られぬ處に於て續けて、どうしても水平線以上に、上りえなかつた。

二 水平族化せる歸化人

天の日槍の歸化——神功皇后は新羅人の血統——歸化王の水平線落下
秦人弓月君歸化——歸化人中の最大氏族秦氏——秦ノ伴造——大堰川
を作つた秦族——頼みになる歸化人の財力——平曾都秦氏の愛憎小黒
鷹の活動——百濟人の子孫——一種の水平社族扱ひ——陶工の分捕——
鹿兒島の鮮人村——萩の鮮人村——朕は百濟人と親族なりと聲明せ
る天皇——百濟人系の三善清行——新羅人系の兒島高德——明人系の
武林唯七——百濟人の末南海節度使になる——續日本紀の著者は百濟
人の末也——現存せる朝鮮歸化人系の氏姓

神武東遷以降、崇神の朝に至る迄、五百有餘年間の日本史は、外國に關して、何等記載する處がない。あれ程、神代に於て交通があり、あれ程海に關する神話、傳説あるにも拘らず、此五百年間は、全く無關係の如く、一事の傳ふるものはないけれど、民間の私的交通は、必ずやあつ

た事と思はれる。殊に、筑紫——西邊の豪族が、皆私王を以て、私に彼と交通し、彼と接觸し、さうして其文化を受け入れてゐた事は、想像に難くない。

更に、崇神天皇の十二年、即ち四道將軍が戎夷を平げたる年『異俗の人民多く來附せり』とあるは、即ち我に歸化した事であるまいか。外人歸化の事實は、もう此時代から明かになつて居る。

同六十五年には、任那國の王子蘇那曷野地來り、天皇の崩御後、垂仁天皇にも三年間仕へた。此の如きは、準歸化とみてよろしい。彼れには従者もあつたらうし、又我國へ來つて通婚の事實もあつたらうから、其處に日韓混血兒が生れて、一般人から、特別待遇をうけた事の想像もつく。

神功皇后
は新羅人
の血統

此任那人の歸國した、翌年には、新羅の王子天の日槍が歸化した。之は本統に歸化して、我日本人になつた。始めは播磨の宍粟しきまにゐたが、勅命彼れの欲する土地を與ふると云ふので、近江、若狹を経て、但馬に入り、此處に住み、此處なる女子を娶つて朝廷に奉仕した。垂仁天皇の命のまに、常世の國へ行つて、橘を求めて來た、篤實の人、田道間守は、此子孫になる。此子孫に葛城ノ高彥媛たかひこひめがある、此人が、開化天皇の曾孫氣長宿禰と婚して、氣長足姫——神功皇后を生んだ。神功皇后は、則ち新羅人の血統を引いた人である。一切を尊貴に立脚して、血統を尙び、祖先を誇る、純日本思想のうちにも、恚うした除外例がある。即ち氣長足姫を皇后として、先づ、とりあえず、人種平等、民族不二の大雅量を示された、皇后の配仲哀天皇は、現代なれば、立派な新人である。

歸化王の
水平線落
下

神功皇后は、かうした歸化人の末である。其歸化人の末が、帝崩御の後、雄々しく、大日本帝國の運命を脊負つて、其母國系に當る、韓を膺懲した。新羅王の如きは、面轉して、國籍を封じ、王船の前に降つて『今より以後、長いに、飼部みまがひになり、其船捐を乾かさず、春秋馬梳、馬鞭を献じ、毎年男女の調を貢せん』といつた。之を誅せと云ふものがある、けれども、服する者は殺す勿れと令して、縛を解き、飼部とした。戰敗者の新羅王を下して飼部にした。しかし、此飼部、此歸降は、日本内地へ來つたのでなくて、新羅に居ても、降伏したる當時の、心を失はぬと云ふ事であらう。何れにしても、歸化王の水平線落下と見てよろしい。斯様に、戰爭があり、和議が結ばれ、さうして百濟も、高麗も、新羅同様降伏して、自ら卑うして、天皇の料地——内宦家——我附庸國にな

秦人弓月
君歸化

つて以來、三韓人にして、我國に歸化するものは、却々多かつた。唯り三韓人と限らず、應神天皇の三年には、東北蝦夷の朝貢があつた。天皇は此等の者をして使役して大和厩阪の道を作らしめ、同七年に來せる三韓人を、武内宿禰に指揮せしめて、韓人の池を造らしめた。十四年には、縫衣工が百濟王から差遣され、三十九年には、同百濟の直支王の妹新齊都媛が、七人の婦人と共に來り、いろくの工藝を傳へた。又十四年には秦の始皇の裔と稱する、弓月君、凡そ百二十縣の民を率ゐて來朝した。天皇は之を大和朝津間の腋上の地に居らしめ、支那の工藝を傳へしめた。仁徳天皇の時、此等の秦民を諸都に分屬して、蠶を飼はしめ、機を織らしめ、弓月君に『ハタの公』の姓を賜うた。然るに、地方分散後の部族が、節制なく、統一を缺いたが爲、地方有力者の奴隸の如くなり、多くは逆

境に陥り、皆水平以下の生活をした。其れを、又復活さすべく、力を致されたる雄略天皇は、之を一ヶ所に集合して、其寵臣たる秦酒公はたのさけのみかみに授けた。酒公即ち百八十種の勝部を率ゐて庸調を献じ、絹、縑うすぎぬが朝廷に満ちた。依つて禹豆麻佐うづまの姓を賜つたが、當時の秦氏は、九十二部一萬八千百七十人の人口を有し、實に歸化人中の、最大氏族であつた。依て再び、之を地方に分屬し、養蠶製絹に従事させたのであるが、欽明の朝調査に、此人口約七千五十三戸あつたさうだ。而かも此一戸が、今の一戸と同一で、少きも一戸十人内外、多きは三四十人、五六十人、百人に達したと云ふのだから、其繁殖度の速な事には、全く一驚を喫せずには居られぬ。かくて秦氏の住居は、大和、河内、攝津、伊勢、三河、遠江、駿河、相摸、武藏、常陸、陸奥、出羽、越中、佐渡、丹波、但馬、出雲、石見、

歸化人中
最大氏族
秦氏

美濃、信濃、備前、備中、土佐、肥前、肥後等に分布して、必ず郷名に『ハタ』の字章を留め、又時として留めざる者もあつた。しかし其中心部落は、山城の北部紀伊、愛宕、葛野地方であつた。

欽明の朝には、紀伊國深草里の、秦大津父かほつちと云ふ天皇の寵臣が、非常なる富力で、加ふるに天皇の寵あり、特に大藏省の官吏になり、七千五十三戸の秦人を率ふる、秦の伴造になつた。深草の里の稻荷神社は、此秦氏の氏神である事に於て、藤原氏の春日神社と、異なる處のない程、彼の族は勢力があつた。今日我々日本人中には、稻荷神社の信仰者もあるが、若し秦氏の氏神であり、如何なるものを祀つたかと云ふ疑問に逢着するせば、其信仰者の感じは如何なるものであらう。葛野郡、松尾神社も、亦秦氏に縁り深き神社であつた。此葛野郡には、推古の朝、秦川勝と

秦ノ伴造

民族の水平族化す徑路

云ふ秦氏中豪族の居り、獨力で太秦うづまさの廣隆寺を建立した。又川勝は、近江栗太郡の葦浦觀音——傳坊二十八宇も造營した。聖武の時代、秦の忌寸は、天皇が恭仁大宮を造り給ふ時に於て、其宮城の墻を經營負擔して、太秦公うづまさのみかみの姓を賜つた。桓武天皇が、長岡の帝都を建造するに方り、秦忌寸は、亦太極殿並に、太政官院の垣を作うて、其族秦の宅守たくしと共に、重賞を賜つてゐる。此の如く、支那の歸化人、秦氏族の富力は、帝室の土木に對して、驚くべき貢獻した。其處で、其根據地たる葛野郡中のみにも、秦の姓を、朝原忌寸に改め賜つたものが、九十八人の多きに及び、葛野郡の土地の大半が、殆んど秦氏の有であつたなどは、秦氏の繁昌を裏書する、有力なる證據であるまいか。又秦氏は、其一大民族を率ゐて、葛野川の水利を便にすべく、驚くべき大堰を作つた。故にいつしか、葛

大堰川を
作つた秦
族

野川の名は消え、唯り大堰川と云ふ名のみ残つた。

天平二十年には、秦ノ老等、一千三百餘戸に、秦ノ忌寸の姓を賜ふた。即ち以上は秦族の一部分のみであるが、之を當時の一郷五十戸の制に據れば、彼等の賜姓一千三百戸は、實に二十四郷に相當し、全國總數の、百七十分の一を占めて居つた。

奈良朝時代に於ける、秦族の人物は、秦忌寸朝元と太秦公島麿であつた。朝元は民部省の被官、主計寮の主計頭で、左右兵衛督及大國守に其官職は相匹敵し、國用の支度、用度の勅公、調度、雜物の收支計納を掌る、重要な政務官であつた。而かも東大等の大佛鑄造、その他の造寺造佛等、崇拜の結果の生む、帝室政策の——財政難裡にあつて、よく其財政を切り廻した處を見るに、之が爲私財を少らず、注入した形跡が見える。

頼みにな
る歸化人
の財力

政府としても、此歸化人の財力が頼みであつたに相違ない。恚うした彼の勢力は、遂に門地を誇り、血統を尙ぶ、當時の藤原氏中の、本家——宇合の子清成に、其女を與ふる事になつた。その間に手腕家藤原種繼が生れた。種繼が、新帝桓武天皇の政策を輔翼して、ぐんぐん、長岡遷都を決行した半面には、此秦朝元と云ふ外成の財力を、十分頼みきつて居た事實がある。然るに不幸種繼の暗殺事件あり、長岡遷都は、一寸頓挫したけれど、長岡の京に於ける太極殿の造營が、同じく秦の同族足長の獨力で成つた事を思へば、秦氏の富みの程度が知られる。

長岡遷都は遂に、種繼問題により中止になり、次いで、又平安奠都の事が起つた。處が、此新都造營の主任が、矢張太秦公島麿の女を妻にせる、小黑麿である事も一奇である。かくて平安城——京都の新宮は成つ

平安奠都
秦氏の愛
小黒麿
の活動

たのであるが、此背後には、太秦公の指揮命令もあり、出資もあつて、表面に立ちし聳の小黒麿は、看板のやうであつた。然るにも拘らず、平安奠都前に小黑麿は死し、贈従一位の榮典に浴してゐる。

斯くの如く、支那の歸化人、中央政府の所在地近くに在りし、秦族は、其富力を以て地位を占め或時は、權勢藤原氏をも凌ぎ、一門一族永く、榮華の生活をしたのであるが、地方分散の族の多くは、次第に零落したものである。又次第に局外に蔑視されたものがあり、或は他姓に混じて、其根據のなくなつたものもあり、奈良朝時代の如き、勢力は、年代と共に消滅し去つた。さうして永久に、水平社族に、編入されたものがある。

應神天皇の十五年、百濟から、阿直岐と云ふ者が來た。良馬二頭貢の

民族の水平族化す徑路

百濟人の
子孫

爲である。此阿直岐が經典に通じ、皇子菟道稚郎子は、之を師として學んだ。更に阿直岐の言により、王仁を招聘した。王仁は論語と千字文を献じた。阿直岐の子孫は、歸化して、代々文章を以て朝廷に仕へ、阿直の史又は、書ふみの首おひとといつた。此歸化人の如きは、則ち特待者であつて、同一歸化人が、次第に日本化すと共に、又漸く蕃別觀を以て冷遇さるゝ時でも、相當の地位を保ちつゝあつたやうだ。つまり其出發點がよいのと、其従事する職務がよいので、辛うじて冷遇を免れてゐたのであらう。

武烈天皇の時、百濟の麻那君と云ふ者調貢の爲來る。之を抑留して歸さぬ。口實は、歷年々貢を修めざる百濟の罪を惡んだ爲である。すると、又百濟の王族斯我君しかのきみが、調貢の爲に來つた。斯我君は、遂に我國に歸化した。其子を法師君といつた。其後裔が、どうなつたかは知らぬが、王

族であつたから、部下も相當にあり、又諸方に分散した事であらうから、後世部落生活を爲す一團であつた事が察せられる。

我國と、三韓、支那の交通は、第一戦争、第二修交、第三之に附帶せる、我への文化輸入、其必要毎に派遣する留學生、必要毎に、或は突然來朝せる工藝技術者の歸化によつて、我王朝時代以後の文化は助長された。平安朝に至つては、外修殆ど絶えたけれど、曾て吸収せる文化の消化と、此日本化に忙しかつた、藤原文化の色彩も、内容も、皆朝鮮、支那、印度文化の交錯から融合へ進んだ事實であつた。こうなつて來ると、一切が、もう、歸化人の手を藉りすとも、純日本人系で何事も出來るから、正しく歸化人と分つてゐる者は、自然疎外された。さうして歸化人其れ自身も、次第に日本化して、秦族のやうな大氏族は、大きく日本の

名族藤原氏と握手し、又皇室の信任をうけて居つた。

平安朝時代は、外交の中斷時代であり、外來文化の停止期であり、純日本文化の生長期であつたけれど、鎌倉時代に至つては、宋文化の輸入時代たると共に、支那及我國に於ける交通が、世の戦亂中なるに拘らず出來た時である。室町時代又然りである。而して、九州、西國の諸侯の朝鮮、及支那に對する私的交通も、侵略的交通も可なり頻繁であつた。少數僧侶の歸化を除いては、王朝前後のやうな歸化人がなくて、唯存するは、前時代歸化人の子孫、その落伍者の散在群居、一種の水平社族扱ひであつた。

其處へ、秀吉の征韓の役が起つた。征韓の役は何人も知る通り、一勝一敗で、終りは明鮮聯合軍の勢力が、我を壓して強かつた。しかし屈辱

一種の
水平社族
扱ひ

陶工の分
捕

的戦敗を蒙らざる前に軍を旋してしまつた。此役に就いての戦利品は、陶工の輸入である。秀吉が陣頭にたつて、茶道を奨励した丈に、諸侯の茶の湯熱は、征韓の戦塵裡に迄及んでゐたから、餘り香しくもない戦争の最後に、せめてもの腹癒せは、陶工の分捕であつた。此分捕つた、鮮人を、皆各々の領地へ連れ歸つて、陶器——茶器その他の製作をさせた。肥彼の八代焼にせよ、有田焼にせよ、薩摩の薩摩焼にせよ、長州の萩焼にせよ、憊うした征韓の役に従軍した諸侯の領地には、現に尙歸化鮮人の創業せる陶器が出来る。此陶器工が、皆特別扱ひ、難有くない特別扱ひをうけて、普通人以外に扱はれた。現に鹿兒島の如きには、その當時の人々の部落が、水平社族として、別天地をなしてゐるさうだ。頼山陽の薩摩詞にも『路邊朝鮮俘虜孫、窯陶爲作別成村、可憐埴得扶桑土、造

民族の水平族化する徑路